

参議院大蔵委員会會議録第二十四号

昭和三十三年三月三十一日(月曜日)午
前十一時五十分開会

出席者は左の通り。

委員長 河野 謙三君
理事 木内 四郎君
西川 甚五郎君
小笠原 三男君
平林 剛君
天坊 裕彦君

委員

青木 一男君
岡崎 眞一君
木暮武太夫君
酒井 利雄君
左藤 義隆君
堀見 俊二君
土田 國太郎君
廣瀬 久忠君
山本 米治君
大矢 正君
栗山 良夫君
小林 孝平君
野澤 勝君
杉山 昌作君
前田 久吉君

衆議院議員

大蔵大臣

政府委員

大蔵政務次官

大蔵省主計

局法規課長

大平 正芳君

一萬田尚登君

白井 勇君

佐藤 一郎君

小原 孝次君

大蔵省主税局長 原 純夫君

国税庁長官 北島 武雄君

建設省道路局長 富樫 凱一君

事務局長 常任委員 木村常次郎君

会専門員 大蔵省主税局 堀崎 潤君

税制第一課長 泉 美之松君

国税庁間税部長

本日の會議に付した案件

○理事の補欠互選

○関稅定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○所得稅法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○法人稅法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○租稅特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○酒稅法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○入場稅法の一部を改正する法律案(衆議院提出)(第二十七回國會繼續)

○道路整備特別會計法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(河野謙三君) これより委員會を開きます。

理事の辭任についてお諮りいたします。左藤義隆君より都合により理事を辭任いたしましたの申し入れがありました。これを許可することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(河野謙三君) 御異議なしと認めさう決しました。

つきましては、その補欠を互選いたしたいと存じます。互選の方法は先例により成規の手続を省略して、委員長の名に御一任願いたいと思ひます。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(河野謙三君) 御異議なしと認めます。

それでは私より木内四郎君を理事に指名いたします。

○委員長(河野謙三君) それではこれより関稅定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案、所得稅法等の一部を改正する法律案、法人稅法の一部を改正する法律案、租稅特別措置法の一部を改正する法律案、酒稅法の一部を改正する法律案、以上五案を便宜一括議題として質疑を行います。

なお、租稅特別措置法の一部を改正する法律案は、衆議院において修正されておりますので、この際、修正点について説明を聴取いたします。衆議院議員大平正芳君

○衆議院議員(大平正芳君) ただいま議題となりました租稅特別措置法の一部を改正する法律案に対する、衆議院における修正案につきましてその趣旨を御説明申し上げます。

修正案の案文につきましては、お手元に御送付申し上げてありますので、朗讀を省略させていただきます。

今回貯蓄の増強に資するための臨時的措施といたしまして創設される貯蓄

控除制度の対象となる貯蓄につきましては、改正案の第四十一条の二におきまして、預貯金、証券及び生命保險といふことになっておるのであります。

が、その中には相互銀行が主要業務をいたしております相互掛金が含まれていないことになっております。ところが相互掛金の中には、現在貯蓄目的のために活用されているものもあるものであります。その割合は契約高中金額にいたしまして約二〇%、件数にいたしまして約三〇%を占めている現状であります。また相互銀行におきましては、相互掛金について主として貯蓄を目的とするものと、主として融資を目的とするものとを作りまして、前者はなわち主として貯蓄を目標とする相互掛金契約により、貯蓄性資金の獲得吸収に努力している実情でございます。

以上のような事情から考えまして、この際貯蓄的性質を持つ相互掛金につきましても、これを貯蓄控除制度の対象の中に入れては、妥当かつ当然なものと認められる次第でございます。これが本修正案を提出いたしましたおもなる理由でございます。何とぞ御賛成あらんことをお願いいたします。

○委員長(河野謙三君) これより質疑を行います。御質疑のある方は、順次、御発言を願ひます。

政府委員はただいまのところ、北島国税庁長官、木村税関部長、泉税務部長、堀崎税制第一課長が出席しております。

「速記中止」

○委員長(河野謙三君) 速記を始め

○大矢正君 租稅特別措置の内容について二、三質問をいたしたいと思ひます。

一、昨日の當委員會においで、二質問があつたと思ひますが、九十二条に書かれてあるところの航空機の乗客の通行稅の軽減に対する問題であります。本法が三十三年の三月三十一日まで切れるものが、三十四年の三月三十一日までとして一年間の特例の延期がなされておるのであります。これは一体いかなる理由のもとにこのような措置をされたのか、この点をお伺ひしたい。

○説明員(堀崎潤君) 御説明申し上げます。御承知の通り航空機の通行稅につきましては、二十八年以来二〇%が一〇%の軽減となつて若干途中で期限が切れたこともございますが継続いたしておりました。この趣旨は、御承知の通り戦後立ち直りました航空機の事業につきましてしばらくめんどうをみよう、こゝろいろいろ趣旨でございます。御承知のように、日本航空にいたしましては、またローカル線を担当いたしておりますところの地方航空会社にいたしましては、經常収支は非常に苦しい状況であつたわけでございます。最近におきましては、御承知の通り日本航空は国内線におきまして相当状況がよくなつて参りました。ただ、まだローカル線を担当いたしておりますところの全日本空輸と申しております会社につきましては相当な赤字を持ち、まだ今後なお収支算が苦しいようでございます。

「速記中止」

第五部 大蔵委員会會議録第二十四号 昭和三十三年三月三十一日【参議院】

ます。そんなような関係をみまして、なお一年継続することになりました。本来消費税の性格からみますれば、乗客が負担することになりますので、こういう趣旨から助成するのはどうかという税の面からの御疑問があるかと思いますが、何と申しましたも通行税の負担というものは料金にはね返る。従いますと収入の面がその面から制約を受けますので、結果的には收支の面に相当苦しい点が出て参る、こういう趣旨もございます。それも考えまして、今回なお一年特例措置を継続する、かように考えましてこのような措置をとった次第であります。

○大矢正君 三十一年度分でけっこうでございますが、本法の特例措置によりまして減税されておるところの金額はどの程度になっておるのか。それから日本航空株式会社と他との比率はこの減税の面でどういふ比率になっているかということをお示しいただきたいと思ひます。

○説明員(塩崎潤君) 税収におきまして通行税の収入見込み額は三十三年におきまして四億ばかりでございます。そのうち約三億ばかりが日本航空でございまして、一億足らずがローカル線によりましておるところの収入でございます。

○大矢正君 あなたの御存じのよう、三十三年度の予算付属の資料の中に、出されておるところの日本航空の損益計算書の中には、大体三十三年の見込みとして約八億以上の黒字が計上されておるところは御了承の通りであります。三十三年の見込みにおきまして大幅な黒字が見込まれて

おります。かようにして特例措置の大部分を占めるところの日本航空がすでに黒字が、その金額も相当上回つておるにかかわらず、なお一年間それを延長しなければならぬという理由についてはどうも私は納得できませんので、再度あらためてお答えをいたしたいと思ひます。

○説明員(塩崎潤君) おっしゃる点相問題がございます。私どもその点につきましても十分検討いたしましたつもりでございます。ただ御承知の通り、日本航空につきましても、飛行機の減価償却につきまして必ずしも法定耐用年数によるところの償却が完全にできておるような状況ではございません。貸借計算によりまして減価償却につきましても繰り延べ措置をしておる、こんなような状況でございます。さらにまた国内線と別の問題でございまして、国外線につきましてもDC7Cといった新しい機種を入れまして、国際線におきまして相当激しい競争の中に入つていかなければならぬ、こんなような状況もございまして、このいろいろな事情を加味いたしまして、日本航空につきましてもなお一年延ばさる、かように考えたわけでござい

ます。なお、通行税につきましてローカル線はよろしい、あるいは日本航空の方には特例をやめまして二〇％に返さる、こういう考え方もあるかも知れませんが、消費税の性格から見まして、なるべくそういう形をとらない方がいいのではなからうか、という基準によりまして、まだ収支採算が苦しいところのローカル・ラインの航空機事業、国際線あるいは日本全道をまたにかけて

おりますところの航空機事業をつかさどつております日本航空と区別するかという性格は消費税の面ではできるだけ入れない方が適當ではなからうか、かように考えた次第でござい

○大矢正君 あなたが今言われた減価償却の年限を引き延ばすということが実際に日本航空の中では行われているという話でございますが、なぜ一体減価償却の期限を延長しなければならぬのか、その点を一つ聞きたいと思ひますが、おそらくそれは減価償却を短縮することによって黒字が出て来ないという結論しかないのじゃないかという気がするのですが、いかがですか。

○説明員(塩崎潤君) 税法上の耐用年数によりまして償却するのが私は企業経理上普通に行われている方法だと思ひます。ただそれによりまして、今申し上げましたように、必ずしもその会社の実態に沿つた償却となるかどうか、これは会社の判断によつてやるべきではないか、かように考えております。それからまた利益の面におきまして、必ずしも償却を法定償却によつてみるのがいいかどうか、そこは必ずからの見た償却方法により、また耐用年数によつて償却する方がより合理的であらう、こういうことから考えておるのではなからうか、かように考えております。もちろん利益がそんなに出るならば償却をして内部留保を多くする、あるいは見せかけの利益だ、こういう考え方もござい

ます。それは企業の自主的判斷によつてやつた方がいいのではないか、こういうところからきてゐるのではないかと思つております。

○大矢正君 そうすると、三十三年度の決算見込みにおきましても八億以上の黒字が日本航空において見込まれてゐるということは、それ自身無理があるのだというあなたの結論ですか、また大蔵当局の考え方ですか。

○説明員(塩崎潤君) 私どもこれは直接監督いたしておるわけではございませんが、おのおの担当部局あるいは運輸省におきまして種々の見方があるかと思ひますが、私どもの種々検討いたしましたところにおきましては、そういう法定耐用年数で償却額を計算するところはまだ苦しさがあると、こういうふう

に判断いたしました。その他今申し上げました八億という問題はおそらく上期におきまして見積られました収益状況だと思ひます。下期になりましてだいたい状況も悪くなりつつあるというふう

に判断されております。それからまた三十三年度におきましては、先ほど申し上げました国際競争線におきましてこの新らしい要素の追加によりまして苦しさが増してくる、こういうふうな判断をいたしました。こんなような特例措置をなお一年継続しよう、かように考えたわけでござい

ます。○大矢正君 それじゃ逆の方から申し上げますが、一年でいいという結論を出された理由は一体どこにあるのか。もし実際に日本航空に限らず、ローカル線を含めてすべての航空機事業をこの際保護しなければならぬという立場でありますれば、一年間の税法の延長ではどうも私は理解できない。なぜ一年間でもいいという結論を出したのか。

○説明員(塩崎潤君) 非常にむずかしい御質問でございますので、的確にお答えができるかどうか自信がないわけでございますが、まず今までは、二十八年あたりに、こういう通行税の特例措置を講じましたときに、日航を基準といたしまして収支採算状況をとりまして、この程度ならば収支が合うというところで三年間は延長したこともござい

ます。しかしそういう状況は一つの仮定に立っておりまして、なかなか、必ずしも思つた通りに動いて参りません。あるいはまたその新しい要素がその上に追加されて、必ずしもそういうふう

に、当初の予定通りに特例措置がきれぬような場合もあつたわけでございます。根本的には、私どもは、この当委員会の問題になりますように、特別措置はできるだけ短い方がよろしいという気持ちを持っております。そういう関係からいたしまして、私は、日本航空につきましても、本来特別措置は早くやめてもらいたい、こ

ういう気持ちを持っております。ただ主として今回の特例措置の延長の理由が、ローカルラインにおきましてこの不況を何とか援助したい、こういう気持ちでございまして、延長しようというわけでございますが、今申し上げましたように、直接消費税の性格から見まして、この二つを区別するというのは適當でないという観点に立つてお

ります。そういういたしますと、これは日本航空の状況はよくなつておりますが、しかし来年度は非常に苦しいというところが運輸省あるいは私どもの判断でもしたわけでございますが、そういう来年度の状況を見まして、もう一年判断したい、こういうところから一年とした次第でござい

○大矢正君 あなたも御存じのよう

に、租税特別措置法に載っているところの期限というものは殆んどが二年ないし三年、中には三年三月月というものもあって、一年切りの租税特別措置というものはこの中にはあまり数がない、私が見ている範囲においては……

そうすると、あなたの言われた、租税特別措置というものはできるだけ短期間を目標にしているということ、この租税特別措置の内容というものは相違を来しているのではないかという感じがいたします。それは私の感じでありまして、あなたの御説明と違う点はあろうと思ひますけれども、その点はその点としてよろしくござい

ますけれども、あなたが言われたような、一年間だけ保護政策をとれば、結論的に日本の航空事業はいくらうという考え方がどうしても私には理解できないんです。たとえば、日本航空の場合だって、すでに設立されてから数年間をたっておりまして、資産の上におきまして、内容の面におきましても相当地固めができてきたことは御存じの通りでありますから、

ですから一年々航空事業というものが、産業というものが、低落を起していくというようなことはおそろしく私には考えられないことでもあります。あなたは何かしら、本年度、すなわち三十三年度の立場としては、日本航空の場合に非常に内容的には苦しくなる可能性があるために一年と限定されたやに説明がなされておりますけれども、あなたのいう、そういう説明ではどうして私は納得いきません。ほんとうにあなたが言われているように、内容がまだ脆弱なものであるとすれば、一年間限りの法律じゃなくて、二年なり、三

年なり、本法の最大の期限というものを付して私はやはり保護すべきじゃないかと思うんですが、それを一年切りでやられるというところは、そういう企業の内容がどうこうというよりは、むしろ乗客が減少するであらうというところに重点を置いて、国有鉄道との間に開ける運賃の差額における乗客の減少というところに重点を置いて、もし国鉄に乗客をとられたならば困るだろうという立場から、この一〇%の軽減税率を適用しているのじゃないかという感じが私にはするのですが、私のそういう考え方は間違ひですか。

○説明員(塩崎潤君) お答え申し上げます。私どもは国鉄との関係は、通行税の面におきまして負担の問題といたしましては考慮いたしませんけれども、特にこの一年に限ったことの理由といたしましては、先ほど大矢先生おっしゃいました国鉄に客がとられるということを考えたわけではございませ

ん。日本航空につきましては、先ほど来申し上げております通りに、償却不足の繰り越しの問題、その他新しい国際線におきまして、この新しい事態の発生、これらを考えまして、なお様子を見て判断しよう、こういうところから一年延ばしたわけでございます。趣旨はローカル・ラインにおきましてこの苦境を是正する見地の方が強く考えられてゐる次第でございます。

○大矢正君 では次に第十三条に載っておりますところの新築住宅、もちろんこれは貸家でございますが、この割増償却の問題について質問いたしたいと思ひますが、この法律は従来内容を見ますと、比較的短期間に期限の延長がやられておつたんであります

これが思い切つて今度の法律によつては三年三月月という長期、言いかえれば三十七年三月三十一日までというところで本法の適用を延長しておりますが、こういうようにして長期にわたつて特別措置を認める法律改正を行なつた趣旨は一体どこにあるか。

○政府委員(原純夫君) これは住宅政策のために税が協力するわけでありまして、住宅政策の方で一種の時期の切り方というものをよく伺いますと、ただいまの住宅建設促進計画ですが、これがここにありまふような三十三年度までというものを一応の目途としてやつておられると伺ひましたので、その年度の終る三十七年三月三十一日というものを期限にいたしましたわけでありまして、あとの方にも登録税あたりで四条件ばかりございまして、同様の趣旨で三十七年三月末ということにいたしております。

○大矢正君 あなたは建設省の当局にございせんから、細部にわたる内容については御存じないかも知れませんが、御存じないかも知れませんが、三年三月月も延長するに於いては、おそろく相当の期限に対する裏づけのある根拠を大いにお持ちになつておられるものと思ひますので、そういう意味で三十三年度になつたならば、一体日本の住宅はどういうふうになるか、あなたの知つてゐる範囲における内容をお聞かせ願ひたい。

○政府委員(原純夫君) 実は私のことを申してなんですが、この住宅の問題は、たしか昭和三十年度に大きく取り上げられたんで、その後三十二年度に改訂があつて、新しい五カ年計画ということになつております。大体こうい

うことになつております。住宅の不足数を見込みまして、それからそれに毎年新しい人口増等で新しい需要がふえる、そこで住宅を補充する必要があるのが何戸ある。それに対していわゆる民間人建設が幾らあつて、政府の計画で補充されるものが幾らある。で、毎年毎年不足が幾らとやつて参りますと、大体三十三年度一ぱいでいけると、三十三年度末で若干残ります。三十七年度にはむしろ何といふと、計画の勢いでやると余りが出るといふやうなところで、そういうやうな意味で三十三年度末を一応の目途にしてやつておられます。もし数字が必要ならここで概略申しましう。

○大矢正君 具体的な数字はともかくとして、三十三年度一ぱいたつと、日本の住宅不足というものは緩和されるといふ結論になるんですか、どうなんですか。現状の住宅不足が緩和されるのだと、こういう結論から三十三年度にめどを置いているんですか。

○政府委員(原純夫君) その通りであります。○大矢正君 それは当然人口増も含んで新しい家を必要とする人々も一切を含めて三十三年度には、あなたの言明からいふと、本法が実施されることにより、もちろん国としての住宅の建設もありまふけれども、こういう民間の住宅建設によつて、日本の国の住宅の必要量というものは満たされるんだというふうに私解釈してよろしいですか。

○政府委員(原純夫君) その通りでございます。もちろんまだこの住宅の規格その他で、なお不満足なところが残るという点はあると思ひますが、数としては大体三十三年度末の、ただいま

おつしやいましたたまたま不足分と新たにできる不足分とを、今後の新規に建てる戸数で大体満たし得るといふ、少し残りますが、それは翌年まる一年度からでないでいけるというところまでいけるということでございます。

○大矢正君 そうすると、あなたが本法をさらに三年三月月延長するという前提に立つて、この三年三月月の間で、この法律によつて適用される、またこの法律を利用する前提の上に立つて考えてみた場合に、これを利用した住宅というものは一体どの程度増加するといふふうにお見込みになつておられるのか。

○政府委員(原純夫君) ただいま申し上げました系列での数字は、民間自力建設ということになるわけでありまして、民間自力建設の戸数は、三十二年度から三十三年度までの五カ年計画の期間、最初の年度が三十三年度、最後の年度が三十八年六千戸というふうに見込んでおります。その間徐々に二万戸ぐらいつづつ参るという見当でございますから、三十三年度から申しますと、これは私の目の前でございまして、約百四十万戸ぐらゐる民間自力で建つ。大体その民間自力で建ちますものがこの十三年度の利益を受けるということになつて参ります。もちろん十三

条はこの償却でありますので、自分の住む住宅の分は課税問題が起りませんので、そうではなく貸家の分についてこれが働いてくるというところになるわけでありまして。

○大矢正君 あなたは今どういふやうなことで借家やアパートが貸されていくかといふことを御存じになつておられるかどうかといふことであります

が、極端なことをいいますと、最近のいわゆる借家というのに対しては相当これはいまだ、住宅が緩和されたといえども高い料金を取っております。これが一つ。特にアパートなどにおきましても、大体六畳間二つぐらいなぐと、一万円から一万二千円ぐらいまで取っている。特に新築なんかの場合には非常に高い。こういうことが行われていることが一つ。それからまたそういうような高額の料金を徴収するため、それを全部表面に出さないで、いわば隠しているという、そうしてそれを税務署等に申告しているというよりなことを私は往々にして聞くことがあります。こういうようにして人から家を借りるんでありますから、当然生活の余裕のない者であります。そういう者がいじめられて、いじめられてですよ、なおしかも、その借家の持ち主が脱税行為をしているというような事実が非常に数多く国内にあるにもかかわらず、なおここで増増償却をしなければならぬという考え方は、どうも私は納得がいきませんが、たとえば、あなたはそういう気持ちで増増償却をされているとは存じませんが、高い借家賃、それから、そういうような比較的脱税行為と見られるような方向があるという点について、どう処置されようとしているか、どう考えられておるか、この点についてのお考えを聞いておきたい。

○政府委員(原純夫君) おっしゃる点は、まことにごもっともな点で、まあ率直申して、今までそれについて、すでに十分な何というか押えが足りなかつたと思います。今度、私どもは、これをお延ばしたくないという際に、

こういふ利益を受けながら高い家賃を取つて、まあぼろと言っちゃいけませんけれども、そういうようなことをする向きには、この利益を与えないということにしたいと思ひます。で、坪当り幾らという貸し賃の最高をきめて、それ以下で貸す場合にのみこの特別償却は認めるといふふうにした。あ、あの政令で御覧願つておられます。今までのことは、御指摘いたしたいまことに恐縮するばかりでございますが、今後はそういうふうにしたたいと思つております。

○大矢正君 住宅金融公庫の金の貸す対象には、おそろく、人に貸すためのアパート等に対する融資も含まれていて、私は解釈しているのではありませんが、新しいことは存じませんが、そのようにして融資の面におきましては低利の資金を住宅金融公庫を通じて借りることができ。しかも、また、ここで、増増償却をすることができるといふたへん有利な状況に置かれておるにもかかわらず、先ほど私が指摘したように、非常に高借家賃で家を借りる人間を困らせているというふうな点では、非常に私は納得がいきかねるのであります。この際、こういうふうなものがかりにあったとしても、このことによつて住宅建設が促進されるんだとはとてい私は考えられないと思ひのであります。従つて、租税特別措置がでる限り早い期間に整理をしなければならぬといふれば、とりあへずは、こういう内容なんかはその対象に私はなすべきだと存するのであります。そういう点について、どうですか主税局

長、私の言うことが間違ひですか。それから、まだまだこの増増償却があることによつて住宅建設が行われるんだというふうなお見込みがあるんですか。

○政府委員(原純夫君) 私ども、特別償却の中で、この新築住宅の特別償却は、必ずしもきき目が無いほうのものだとも思ひません。御案内の通り、貸家を建てるという場合には、やっぱり建てる方はなるべく早く資本を回収したいという気持があるわけですから、建物の償却期間というものは、木造でも三十年というふうなことで、鉄筋あるいはその他になりますと相当長い期間でありますから、これを短かくするといふことは相当きき目があるんじゃないかというふうには私は思つております。全体として、特別措置の中で、特別償却、まあ大企業、中小企業の議論はございまして、特別償却は、必ずしも成績の悪いほうとも思ひないものであります。その中で、住宅の分がまた特別におくれているというふうにも考えません。御指摘のような点について、十分押えを打つべきだという点は、私は全然同意でありますけれども、制度そのものとしては、もう必要はないからすみやかに整理するといふ種類のものではないというふうには私は考えています。

○大矢正君 次に私は、今回の租税特別措置の整理の中で国民の要望を受け入れてただ一つだけ行なつたと目されるこの重油ボイラーの改造費の特例償却についてこの際承つておきたいと思ひのであります。これは、租税特別措置の特例から除外をしたことが悪いとかいいとかという立場でないこ

とをこの際あらためて申し上げておきたいと思ひのであります。これは、重油ボイラーが普通一般の石炭ボイラー等に転換をするその必要性が今日においてはなくなつたという立場において本法の特例を除外されたのかどうか、その点についてあなたの見解を承りたいと思ひます。

○政府委員(原純夫君) この制度は昭和三十年にできたものであります。お話を通り、当時石炭の状況が非常に悪い。その前もとうとうたる勢いで重油化が進んでおつたわけですが、まあ石炭が油かといふのは非常に議論の多いことであります。そのときにおきましては、やはり石炭を救うといひます。石炭の方につかつかい棒をするために、重油ボイラーにしたものを石炭ボイラーにするといふならば、そのする費用はそれと全部改造であるから資本支出になるけれども、全部落させようといふことにいたしましたわけでございます。

○大矢正君 あなたが今日まで本法を除外するといふ立場においてこられた考え方というものは、これはすでに重油ボイラーを一般石炭ボイラー等に切りかえる必要性がなくなつたという立場においてこの法律を削除されようとしておるのかどうかという点について私はあなたの考え方を受けたいと思ひますが、それは、当然今後の政府の政策の重点がより石炭を必要とさせる方向に持つていくのかどうか、いや、そうじゃなくても、依然として重油ボイラー等をこれからむしろ奨励をする、とまではいかなくても、それを認めるという立場、こういう立場においてこの削除法案と

いうものが出されてきているのかどうか、この点についてのあなたの知り得ている範囲における見解を承りたいと思ひます。

○政府委員(原純夫君) 結論として申しますと、油も石炭との間について、通産行政においてもまあ若干の行つたり来たりがあつたといふのは、御案内の通りであります。現に三十年にこの制度を設けましたが、勢い込んで設けましたものの、もう間もなく石炭の方が調子がよくなつたといふようなことで、しいてこれをなにして石炭に切りかえるといふような例がなくなつたような状態です。この特別償却といふのは、まあそういうことを御報告申し上げると、私どもとしては恥を申し上げることになります。もうすぐ石炭の方が条件がよくなつたもので、それから、ボイラーを使い人は、それを取りかえて石炭でたぐものにするといふのは必ずしも得でないといふようなことになつて、実を言つと、この特別償却の適用を受けたボイラーは一つもないんです。自來若干の浮動はありましたが、石炭について、その強きボイラーの型式まで変えさすといふまでのことはなくなつて。近頃でも炭主油従といふようなことをいわれますけれども、ちよつと当時のような緊迫した貯炭が山ほどなつてどうにもならぬといふような状態の問題でなくて、まあ油に依存するのを何とか考えてみないやいかんといふような意味での積極的な腰がまえです。炭主油従でありますから、私どもとしては、こういう貯炭の山に追われてボイラーを使われるのだけれども、壊して切りかえるといふような政策までは今必要がないと

年のように国際収支がああいりような格好になりました、そうして緊急時を切り抜けて参ります施策といたしまして、いろいろな手が考えられたわけで、

あります。その場合にやはりこの貯蓄、国内蓄積の増強という点は特に重点的に呼ばざるを得ないような格好になるわけであります。ところが御案内の通り、貯蓄の増強なんというものにつましましては、なかなか名案というものが無いわけでありまして、まあせめてこの税関係におきまして、こういう一つの手を時に考えるのだというような、何といいますが、旗じるしというやうなものを掲げることによって、一つのまあ氣運を醸成していくというやうなこともまた必要であらうと思ひますので、特に今回のようなことが考えられたと思ひます。

○大矢正君　僕は太蔵大臣が出て来て、この基本的な問題、特に特別措置に對して基本的な点で答弁をしてくれるというならば、今言っているような

質問はやめてもいいけれども、もしそうでないとすれば、これから具体的に一つ政務次官の私は御答弁をいただきたいと思います。委員長どうですか。

○委員長（河野謙三君） 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長（河野謙三君） 速記をとつて。

残余の質問は後刻に譲り、暫時休憩いたします。

午後零時四十一分休憩

午後二時五十四分開会

○委員長（河野謙三君） 休憩前に引き続きこれより委員会を開きます。

20

○委員長（河野謙三君）速記をとつて。

いたします。

午後二時五十四分開会

○委員長(河野謙三君) 休憩前に
続きこれより委員会を開きます。

質疑のある方は、順次、御発言を願います。

○大矢正君 三十三年度の予算が、すでに予算委員会を通過して近く本会議に上程をされる運びになって参りました。本大蔵委員会におきましても、所得税を初めとして、歳入関係の税法が具体的に相上せられまして、これまた近く採決をとらなければならぬ段階になって参りました。今度の税法改正につきましても、こまかい点ではあまり問題点がないと存するのでありますが、しかし考え方の上におきまして、私どもの立場と非常に大きな開きがあることについて、私はこの機会に二、三大蔵大臣の考えを承わっておきたいと存じます。

まず第一に、大臣の見解を承わりたいと存するのでありますが、それは税法全体に関連する問題でございまして、御存じのように、現在日本は不景気のどん底ともいふべき状況に立ち至っておりますが、このどん底にある日本の経済の実態の中で、これをもし立て直すとするならば、景気の回復をはかりとするならば、それはもちろん金融面におけるところの手当も必要でありましかるべきです。今、大蔵委員会に当面かかっておりまゝところの税制の面における手当も必要かと存じます。そこで、念のために承わりたいことは、私は今日漸次よくなりつつあるところの外貨の事情と、それから、アメリカを初め、ヨーロッパの景気刺激策等から考えてみましても、この際、日本におきましても、金融面は、これは切り離して考えてみましても、税法の立場において考えてみて、購買力の増加であるとか、消費力の増進のため

に税法を改正すべきであるという考え方、そしてその考え方をさらに積極的に進めることによって日本の経済を刺激し、景気を上向きに持っていく必要があったのではないかと考えます。こゝろの私のお考え方に対する大蔵大臣のお考えをこの際承わっておきたいと思ひます。

○國務大臣(一萬田尚登君) お答えいたします。これは二つの問題があると思ひますが、一つは原則的な議論、これはもう申すまでもないのでありますが、一応断つておきますが、もしも國家のそのときにおける歳出需要をまかなつてなおかつ税収に持続的な財源が見通されるというような場合におきまして、私はこれは、これを減税に振り向けるというところに異存はありません。そゝろすべきだと考えております。

次の問題は、今の日本の経済の状況と減税という問題であります。実は減税につきましても、昨年度において一千億に上る直接税を中心とする減税をやつたのでありますが、まあ今回はここに小規模の、幾らかこれを補完する意味におきまして減税をいたしたのであります。私は今の財政状況並びに國家歳出需要、財政需要から見まして、今後の経済の成長の限りにおきましては、そゝろ大きな財源のゆとりは少いのではないか、こゝろいふふうに考えておりますが、特に景気をあおる意味におきまして減税をするという意図があるのであります。やはり何として

も國際収支がよくつたといふのが、單に國際収支だけ見るのは適當でないものであります。國際収支だけ見れば、仮に輸出が増加しなくても、輸入が減れば、これはもう差し引き計算、國際収支はやはり黒字になるのであります。しかしそゝろすると、これは縮小均衡の経済になりまして、他面におきまして、日本のような大きな人口をもつてゐる國では、雇用の問題が非常に困難になり、こゝろがまた大きな財政負担になる、こゝろいふような循環を呈すると私は思ひます。従つて今の日本の國際収支が若干よくつたといつても、そんなに安心すべきでないものであります。常に問題になるように、来年度において、雇用関係からみまして三〇%の経済の成長といふものは絶対必要だ。それには三十一億五千万ドルの輸出を必要とする、こゝろいふような計画になつてゐるのであります。その輸出を実現することは非常に困難にやないかといふのが、ほとんどの多くの人が言つてゐるところであります。私もこれはぜひ達成しなくてはならぬが、また達成する見通しもないことではないが、しかし非常な努力を要するといふ点において見解を異にするのであります。こゝろいふような見地に立ちます場合において、日本の経済において、アメリカあたりがあれほどの自力を持つてゐる國がやると同じような意味において、景気の対策として國內需要を、消費を喚起する、これはとるべきじゃない、國內消費を喚起することは全面的に……ある物についてのみ消費をふやすといふことは統制経済にでもしない限りは不可能でありまして、全体において消費がふえるという傾向をとると私は思ひます。そゝろして日本の經濟自体が貿易に依存する、いわゆる東南アジア諸國といふものを考へて、これを日本の今後の輸出市場

に考へていくとすれば、私はむしろ日本の貿易に対する物資需要は非常に大きいのではないかと、國內的にいって需要といふものを喚起するよりも、むしろ真にそれが必要であるならば、むしろ東南アジアに向つて物資の供給を考へるといふことの方が、將來輸出市場を開拓するといふ見地よりしても適當じゃないか、大体そゝろいふような見解をとつていく場合において、日本の經濟はどの自力以上の、膨張的傾向、自分インフレ的な要因を常にはらんでゐる経済である、かように考へておられるわけでありまして、そゝろいふ意味から私

は今特に景気を刺激する意味において減税をするといふ説には賛成しかねるのであります。

○大矢正君 今日段階では、減税をして、その減税によつて税収面から國內の景気の伸張をすべきではないといふ大臣の意見は依然として變りないやうであります。これはある意味においては見解の相違もありません。こゝろ以上具体的な話をしてもしょうがないと思ひますが、しかし海外投資の面を見ますと、例年これは大幅に日本の海外投資活動といふものが増加をしてゐるといふ、この事実を眺めて見ましても、國內消費の問題で極力、しかも積極的に規制をしなければならぬといふ大臣の考え方について私は私はいささか納得いきません。そこでこの問題について法人税との関連において一点お伺ひしたいと思ひます。それが、神武景気が急速に緊縮政策という結果にしなければならなかつた最大の理由は、それは各会社の利益の増加に伴つて、収益の増加に伴つて

と考へていくとすれば、私はむしろ日本の貿易に対する物資需要は非常に大きいのではないかと、國內的にいって需要といふものを喚起するよりも、むしろ真にそれが必要であるならば、むしろ東南アジアに向つて物資の供給を考へるといふことの方が、將來輸出市場を開拓するといふ見地よりしても適當じゃないか、大体そゝろいふような見解をとつていく場合において、日本の經濟はどの自力以上の、膨張的傾向、自分インフレ的な要因を常にはらんでゐる経済である、かように考へておられるわけでありまして、そゝろいふ意味から私

は今特に景気を刺激する意味において減税をするといふ説には賛成しかねるのであります。

○大矢正君 今日段階では、減税をして、その減税によつて税収面から國內の景気の伸張をすべきではないといふ大臣の意見は依然として變りないやうであります。これはある意味においては見解の相違もありません。こゝろ以上具体的な話をしてもしょうがないと思ひますが、しかし海外投資の面を見ますと、例年これは大幅に日本の海外投資活動といふものが増加をしてゐるといふ、この事実を眺めて見ましても、國內消費の問題で極力、しかも積極的に規制をしなければならぬといふ大臣の考え方について私は私はいささか納得いきません。そこでこの問題について法人税との関連において一点お伺ひしたいと思ひます。それが、神武景気が急速に緊縮政策という結果にしなければならなかつた最大の理由は、それは各会社の利益の増加に伴つて、収益の増加に伴つて

と考へていくとすれば、私はむしろ日本の貿易に対する物資需要は非常に大きいのではないかと、國內的にいって需要といふものを喚起するよりも、むしろ真にそれが必要であるならば、むしろ東南アジアに向つて物資の供給を考へるといふことの方が、將來輸出市場を開拓するといふ見地よりしても適當じゃないか、大体そゝろいふような見解をとつていく場合において、日本の經濟はどの自力以上の、膨張的傾向、自分インフレ的な要因を常にはらんでゐる経済である、かように考へておられるわけでありまして、そゝろいふ意味から私

は今特に景気を刺激する意味において減税をするといふ説には賛成しかねるのであります。

○國務大臣(一萬田尚登君) 一応の理論的な見地に立ちますれば、そゝろいふお考へについて私も私異論はありません。これは諸外國でも景気減少の調節にこゝろいふような税の減免を活発にやらか、あるいは償却年限を長くしたり、短

かくしたりすることに、景気の調節ということをやっておりますから、私を必ずしも理論的に否定いたしません、日本の場合におきましては、私はむしろ法人税を軽減して内部保留をさせることが、企業の健全化、あるいはまた投資なんかの行き過ぎをむしろ是正するのだ、なぜかと言へば、今日企業の外部借入金、ことに銀行融資に仰いでいる点が非常に大きいのであります。これは一面において企業から言へば、競争等の見地、あるいはまた科学技術の進歩からして、できるだけ合理化といえますか、企業の近代化をはかるという意欲、一方また金融がやや横暴というときにもありますれば、むしろ金融機関の方から金を供給する、むしろ金を使ってほしいというようにすることも競合してくる、こういふようなことになりまして、これはかえって企業投資が行き過ぎる、なるべく自己資金を豊富にして、自己資金で企業の近代化等をはかっていく、あるいはまた新しい設備をするとか、あるいはまた私はほとんど慎重な態度をとっていくという傾向もある、いずれにしても、今日日本の企業におきましては、自己資本をもう少しふやしてやるというのと、言いかえれば、内部保留というものがもう少しふえて、自分の金をもう少し持つていく、これは私は企業の経営の上からも、今後の企業の拡大の上からも、ぜひとも必要である、かような見地に立っているわけでございます。

○大矢正君 日本の各企業をアメリカの企業と比較してみれば、約三分の程度しか資本力においてはその力がないと言われている、ところが大臣の言われることをもってしても、私はよくこのことは私自身も存じておるのであります、そこでこのことをそれじゃ中小企業に発展させて、あなたの考えを聞きたいのであります、三十三年度の予算の中で、中小企業対策として盛り込まれた金額はわずか三十一億でありました。三十二年はたしか私の記憶では十八億でございます、十三億増にしてもなお三十一億程度しか具体的に中小企業対策の一般会計の予算としては見積られておりません。いろいろ意見を述べれば、中小企業金融公庫あるいは国民金融公庫から金を借りたらいじやないかという議論も成り立ちますけれども、これはあくまでも借りる金であって、政府の政策では私はないと存じます。そうやって参りますと、今政府が当面とらなければならない措置は、そうしてこれを税制面の点で考えてみるならば、税制の立場を保護するという施策、政策が必要じゃなからうかと思ひます。ところが今行われまして法人税の引き下げは、一律に二割の引き下げでありまして、大企業もまた小企業も同様に、率においては二割しか変化を示しておりません。ために私が言つたような結論が出て参ると思ひます、今日必要なことは、中小企業をいかにして保護するかというところにあると思ひます。もちろんこれは貿易政策にもつながることではあります、だいたしますれば、経済の変動を一番受けやすい中小企業を救う意味において、今回の法人税の改正がもし行われるとするならば、それは小企業に重点を置き、また中企業に重点を置いて行われるべきで

はないかと思ひますが、ところが依然として大部分が、大企業が恩恵に浴するやうな法人税の改正しか行われていないといふことは、まことに政府の方針と、それから実際税務行政、税制との面では開きが出てくるのじやないか、違ひが出てくるのじやないか、私はこう思ひますが、大臣の見解を承りたいと思ひます。

○国務大臣(一萬田尚登君) 中小企業に對する対策はいろいろあります、ただいまの御質問の税に關する範圍において御答申申し上げますが、私も税法上から申して、中小企業についてできるだけのことをいたしたいという氣持は持つてゐるのであります、今度の税制改革におきましても、その点を十分考慮いたしまして、大体においていずれも中小企業に有利になるやうに考へて、中小企業対策といつていふやうな税法の改正をいたしておると思ひます。ただし、やはり中小企業に對する必要があると思つておるのです。これはまあ地方税になります、これを実は私は軽減をしたい、こ

○大矢正君 一萬田大臣は、与党の中におきましても、また政府の部内におきましても、相当有力な力を持たれた方でありまして、かりに内閣の改造が行われたり、衆議院の解散が行われてもよもや大蔵大臣がかわるとは私考へません。そこで大臣自身もおそらくそれだけの確信を持つておられると思ひますが、そういう立場から考へれば、単に今の日本の経済、將來に對する見通しも定見もお持ちになつておられると思ひますので、私はこの際大臣に承つておきたいと存ずるのであります、昭和三十一年度、昭和三十三年度においては相当大幅な自然増収がありました、現在の税法のもとにおいて、もちろん今回の改正も含めまして、自然増収がなくなると思はれてゐるのか、来年度、さ来年度、そういう年度において自然増収といふものがほとんどなくなるであらうといふことが想定されるのか、あるいはそうじゃなくて、現行の税法の中においても自然増収といふものがまだ相当見込まれるというお考えをお持ちのか、判断を持つておられるのか承りたいと思ひます。

○大矢正君 三十一年度におきましても、三十二年度におきましても、一千億以上あるいは一千億近い自然増収が見込まれております、大臣は三十三年度の、今まあ予算が編成期でもありますが、けれども、三十三年度の自然増収といふものは一体あるやうにお考へになつておるのか、あるいはないとお考へになつておるのか、もしあるとすれば、どの程度あるというやうに考へておられるか、こゝろいふ点についての見通しを承りたいのです。それはあくまでも、これはあとから大臣の言つたことをどうこうという氣はありませぬ。また来年になつて大臣の言つたことと結果の数字が違ひやないかといつて、そういうことをとやかくい

は、これはかえつて企業投資が行き過ぎる、なるべく自己資金を豊富にして、自己資金で企業の近代化等をはかっていく、あるいはまた新しい設備をするとか、あるいはまた私はほとんど慎重な態度をとっていくという傾向もある、いずれにしても、今日日本の企業におきましては、自己資本をもう少しふやしてやるというのと、言いかえれば、内部保留というものがもう少しふえて、自分の金をもう少し持つていく、これは私は企業の経営の上からも、今後の企業の拡大の上からも、ぜひとも必要である、かような見地に立っているわけでございます。

○大矢正君 一萬田大臣は、与党の中におきましても、また政府の部内におきましても、相当有力な力を持たれた方でありまして、かりに内閣の改造が行われたり、衆議院の解散が行われてもよもや大蔵大臣がかわるとは私考へません。そこで大臣自身もおそらくそれだけの確信を持つておられると思ひますが、そういう立場から考へれば、単に今の日本の経済、將來に對する見通しも定見もお持ちになつておられると思ひますので、私はこの際大臣に承つておきたいと存ずるのであります、昭和三十一年度、昭和三十三年度においては相当大幅な自然増収がありました、現在の税法のもとにおいて、もちろん今回の改正も含めまして、自然増収がなくなると思はれてゐるのか、来年度、さ来年度、そういう年度において自然増収といふものがほとんどなくなるであらうといふことが想定されるのか、あるいはそうじゃなくて、現行の税法の中においても自然増収といふものがまだ相当見込まれるというお考えをお持ちのか、判断を持つておられるのか承りたいと思ひます。

○大矢正君 三十一年度におきましても、三十二年度におきましても、一千億以上あるいは一千億近い自然増収が見込まれております、大臣は三十三年度の、今まあ予算が編成期でもありますが、けれども、三十三年度の自然増収といふものは一体あるやうにお考へになつておるのか、あるいはないとお考へになつておるのか、もしあるとすれば、どの程度あるというやうに考へておられるか、こゝろいふ点についての見通しを承りたいのです。それはあくまでも、これはあとから大臣の言つたことをどうこうという氣はありませぬ。また来年になつて大臣の言つたことと結果の数字が違ひやないかといつて、そういうことをとやかくい

○大矢正君 三十一年度におきましても、三十二年度におきましても、一千億以上あるいは一千億近い自然増収が見込まれております、大臣は三十三年度の、今まあ予算が編成期でもありますが、けれども、三十三年度の自然増収といふものは一体あるやうにお考へになつておるのか、あるいはないとお考へになつておるのか、もしあるとすれば、どの程度あるというやうに考へておられるか、こゝろいふ点についての見通しを承りたいのです。それはあくまでも、これはあとから大臣の言つたことをどうこうという氣はありませぬ。また来年になつて大臣の言つたことと結果の数字が違ひやないかといつて、そういうことをとやかくい

う気持はありませんが、今当面する税法の改正に対する考え方の一つとして大臣の考え方をこの際承わっておきたいと思ひます。

○国務大臣(一萬田尚登君) 三十三年度も一応三割の経済の伸び、国民所得も伸びるわけであり、国民所得の伸びに比べると、私はやはり税収の伸びの方が大きいだろう、これは累進税率とかいうような関係があります。そうしてみると、実際やってみないと何とも言えませんが、どちらかといえは、やはり自然増収というものは若干は出る、出るとみた方がいじやなからうかと考えております。

○平林剛君 閣下。今大矢さんの質問に対して、今後この自然増収というのはあまり大きなものを考えることはできない、もちろん経済の伸びがあればこれは別でありすけれども、そうでない限りは自然増収に対して大きな見込みを立てることは困難だというお話しがありました。先ほど減税について基本的態度をお尋ねしたそのときは、財源があるときに減税をするというのが政府の一貫した考えだ、経済の伸びがない限り財源の余裕はないように思うというお答えもあったわけでありす。そうすると、私は政府のたゞいまの言明は、将来の展望に立つて、こしはら減税ができないという結論に一足飛びにはいかないけれども、そういうことになつていくと思ひます。しかるに来年は事業税の軽減をしたいと考えておるといふお話しがあったり、税金全般についてはまだ重たい感じが残つておるといふから、政府としても今後減税については引き続き国民の要望にこたえて検討しなければ

ならぬ、しかるに一方財源の方は自然増収にしてもたゞいまのようなお答えであるとするれば、事業税の軽減のときでもそうだが、これからの一般的に重税とされてゐる所得税の軽減のようなときに、一体どこに財源を求めらるか、こういうことになつてくるわけでありす。大蔵大臣はそれとての財源についてはどういうふうな考えておられますか。

○国務大臣(一萬田尚登君) これはまあ税制全般についての研究をしてみなければならぬ、今ある税自体だけではないのか、これは私は相当日本の税については考える余地があると思ひます。それからまたこの直接、間接税の關係、それからまた他面租税特別措置で、おそれるこれは八百億くらいのものであると思ひます。これも私は相当やり整理する必要があるだろう、いろいろありますから、まあ私はある程度減税ということも今後考えていける、こういうふうな思ひつておられますが、具体的にどうするようになつてゐるのか、もう少しこれは税制調査会なんかで研究してみたい。

○大矢正君 租税特別措置の問題については、あなたが特段あらためてこゝで税制調査会にその答申を促さなくても、一昨年の十二月に、当時の鳩山さんの時代に税制調査会が具体的な答申を出してあります。それはこんな厚いパンフレットになつて事実国民に見られておることでありすから、今あらためて特段租税特別措置の講究を求めなければならないじやないかと私は存じますが、ともかくにもあの答申案にもありましたとくに、租税特別措置というものは本来あるべきもので

はない。それが長期にわたつて継続されるというところはもうまくない。しかも特定の人間に大きな額の減免税、もしくは繰り延べを与えているというこの事實は、すみやかに解決をしなければならぬというところが当時の調査会の答申として政府に出されてゐるはずでありす。ところで今回の租税特別措置の提案を見ますと、減つたのは重油ボイラーの規制だけでありまして、あとむしろ増加をしようといふのが実態であります。おそれる今年度六十億の増額になる、こういう結果が出ておられますので、一体政府としてはこの租税特別措置法というものを整理するといふ考え方があつたのか、あるいはそうじやなくて、まだまだこいつをふやしたいといふ考えになつておられるのか、その点については私も、どうも疑点があります。個々の内容についてはいろいろ議論がありす。が、總体的にいって、今私の言つたような議論が多く出されてゐるところでありまして、この租税特別措置に対する基本的な考え方、これを承わつておきたいと思ひます。

○国務大臣(一萬田尚登君) 税法上の特別措置は、むしろ特定の国家目的を達するために、政策的に設けてゐるものでありますから、その目的が達成され、従つてそれがなくなると、すみやかにこれは廃止すべきだ。そして原則的に言つて、なるべく早く廃止し得るようには客観情勢を持つていくとともに、廃止するといふ立場をとつていく方がよいと思ひます。政府におきましては、それで昨年、三十二年度において約四百億くらい特別措置を整理してゐる、そして三十二年度に二百五

十億、百五十億は三十三年度にこれが現われてくる、こういうふうな状況でありまして、私はやはりなるべくすみやかにこれを軽減せしめていく内容にしたいと思つておられます。たとえば今出ておられますのは科学振興とか、あるいは国民貯蓄に必要な意味において、特別措置をお願いしてゐるのではありませんが、特殊な必要がある場合には、これはやむを得ない、こういうふうな考へてゐる次第であります。

○大矢正君 租税特別措置の今回の改正案の中には、午前中に大臣がいないときに、政務次官に私は申し上げたのであります。三年も先まで減免税をするといふ提案をするものもある。一年だけの期限で提案をするものもある。非常に内容の期限においては種々雑多であります。そこですでに三年の期限のあるものは、三年間は延長されるということでありすから、その期間には整理ができないのだという結論にも通ずるのだと思ひます。が、そこで一年々々改正をされて出される租税特別措置もありす。これは一体いつまで続け、また続けるお考えなのか、この点について承わつてみたいと思ひます。毎年々々一年ずつ期限の延長をやつていくといふふうなことは、あまりにも政府はその内容において検討されていない結果があるために、一年々々提案をするという結論が出てゐるのじやないかと私は思ひます。あります。もとと租税特別措置については、全体的にいづつになつたら、どの程度まで整理ができるというふうなはつきりした経済の将来に対する見通しと、それからあわせてこの税制の見通しが立てられなければならぬの

じやないかと思ひますが、大臣の見解を承わりたい。

○国務大臣(一萬田尚登君) ひとつともあります。これはやはり対象によつて異なつてくるだろうと思つておられます。何力年かの計画によるといふようなものについては、何力年かやばりしなくてはならない。それからものによつては一年でもいいんだが、どうも一年たつてもその効果が十分でない、もう一度延ばした方がよいといふような性質の事柄もあるかと思ひます。ごさいます。これは事柄によつて違ひますが、一がいに言ひがたいのじやないか、かように考へておられます。しかしながらあまりこゝろいふような措置が長期にわたるといふようなことは、これは原則的に私は不適当であると思ひます。

○大矢正君 三十二年度の決算期における自然増収の見込みといふのは、当初見込みよりは崩れてきてゐるというふうな意見も出されておられます。さらには日本の現在の経済の動向、それから各種事業、個人の収益の状況、所得の状況から推して、三十三年度はこれまた大幅に自然増収を見込むことは困難である。おそれる漸次自然増収というものは減つていくだろう。減り方はいろいろあるでありまして、が、もしそうだとすれば、明年あたり租税特別措置法を大幅に整理をして税収源を求めることが好ましいのじやないかと私は思ひます。であります。毎年々々今回はこれだけの期限、今回はこれだけの期限といふことで延長提案されることにつきましては、私も非常に不満があります。少くともある程度の見通しを立てて、この時

期になつたならば租税特別措置法によるところの内容はどの程度まで規制ができるかという方向は示されたけれども、それ以外に思ふのでありますが、私はそういう立場において、賢明な大臣でありますから、おそろく相当いつごろになつたならば処理ができるのだというふうなお考えがあるのだらうと思ひますので、この際承わつておきたいと思ひます。

○國務大臣(一萬田尚登君) 来年度におきましては、できるだけ私は整理をいたしたい、かように考えております。言いかえれば、三十四年の予算編成のときまでには、この特別措置についてできるだけ整理をしたい、かように考えております。

○大矢正君 考え方と気持の上においては特段ここで述べてもあらわなくても、特別措置それ自身が長期間維持されるものではないという前提があるのではありませんか、私は問題ないのでありますが、要は大任が考えられてどの程度まで明年は整理ができるであらうというふうな具体的に私は見通しがほしいのであります。ただやりたいと思ふというだけでは、これはもう作つたそのときからやりたいと思ふ気持ちにおいては当然なんです。第一こんなものを、長期間に特別措置が行われるなどということは考えられない。だから作つたそのとき自身から、もう短期にこれを解決しなければならぬのだという私は解釈に思ふのであります。大臣は具体的にどの程度まで明年は整理されようとしているのか承わりたいと思ひます。

○國務大臣(一萬田尚登君) 三十二年で先ほど申し上げましたように四百億に及ぶ整理をいたしました。これだけ増税、税がふえたわけでございますが、そういうこともありまして、今ここでさらに具体的にどういふものをどうするかというところまで私まだ結論をみておりません。今後十分検討を加えて参りたい、かように考えております。

○大矢正君 この特別措置の内容の中には非常に多くの点があります。ところが基本的にはこれは必要のないものはおそろく特別措置の中に含まれるわけがないのでありますから、全部が必要だという立場において行われておるものと私は思ひますが、考えてみまして、たとえば貿易政策に対して、特に必要だから貿易関係の企業については特別措置による減免を行つたのだ、こういうふうに考え方があつたとすれば、日本の国が将来において貿易の面で貿易政策をより具体的に進行しなくてもいいのだ、まあ、一般商社に勝手にまかしておいてもそれでいいのだという時期はおそろくこないと思ふのであります。貿易だけが日本の国の唯一の生きる道であるというところは、大蔵大臣が常日ごろから言われている。そうだといたしますれば、貿易を振興するための税制面の優遇措置というものは、永久にこれを切り捨てることができないという結果が出てくるのだらうと思ふのであります。大臣どうですか。

○國務大臣(一萬田尚登君) この輸出振興のための税法上の措置であります。が、むしろ私は輸出振興については各般の施策をしなくてはなりません。が、しかし税法上の特別の措置をするのは、むしろ非常に大きな必急的なものではないかと思つておりますので、時期が許せばいろいろものはまず私は廃止したい、やめていきたいと考えている次第であります。

○大矢正君 あなたはやめていきたいとおっしゃるけれども、そうすると貿易関係の企業というものが、このことによつて痛手を受けることになりやしませんか。そうすると、そのことによつてあなたの希望する方向であるところの貿易政策とは異なつた結果が出てくるんじゃないですか。

○國務大臣(一萬田尚登君) これは先ほど申しましたように、貿易振興には、もう少しやはり税負担の軽減というふうなことでなくして、もっと積極的な振興策が多々実施を見つづけるのであります。自然、この取引の上におきまして、あるいはまた取引層の上におきまして、あるいはまた商社等の資力の充実等から見まして、私はこういう税法上の措置はそういうふうなことを十分勘案をして、そしてなるべく早い機会にこれをやめていく、それが適当であらう、かような方針を持っております。

○大矢正君 午前中、これまた私は申し上げたことではありますが、少くともこの特別措置によるところの税法上の優遇策といふものは、できる限り早い期間に、もしどうしても輸出貿易に対する企業に對し、優遇措置をしなければならぬとすれば、これは国が政策として取り上げて、そして一般會計その他の中で補助金を支給するなり、あるいは振興費を支給するなりという、こういう形の中で取り上げていくべきは、そのものであつて、いつまでもこれを租税特別措置として扱うことは本質に反するんじゃないかと、私はそう思ふのであります。

○國務大臣(一萬田尚登君) 私もお考えと同じような考えを持っております。やはり貿易振興については、貿易を振興するような施策を政府としてする必要があれば政府としてすべきじゃないか。たとえば具体的に言つると、一例ではあります。が、ジェットロというふうなものを充実にして、そして十分こんなものを活用して貿易振興していくというふうな方が、私はむしろ正当的ないき方であらうと、かように考えております。ただ特定なときに、そういうもの、なかなか成果が上げにくい、何とか早く効果の上ることとして処置をしなければというふうな場合に、こゝろふうな税法上の特別措置で参る、こゝろふうなことに相ならうと思ふのであります。いずれにしても、私はこゝろふうな処置は他の貿易振興策に置きかえられるべきである、かように考えております。

○大矢正君 だいたひ申し上げますれば、日本の国が貿易の面において将来あまり伸びなくなつてもよろしいんだというふうな時期は永久にこないと思ふれば、これは切なる時期はいずれにしても、これはもう単に内容の問題ではなくて、相対的に考えられることじゃないかと思ひます。従つてこの際、私は貿易振興もさることながら、租税特別措置といふものを大幅に切り捨て、そして、もしその面によつて貿易企業その他の企業が痛手を受けるならば、政策として府が取り上げて、これを一般会計予算その他の中で行ふべきじゃないか。この租税上の特別措置も打ち切るべきじゃないか、私はこゝろ考へるんです。

○國務大臣(一萬田尚登君) 私もお考えと同じような考えを持っております。やはり貿易振興については、貿易を振興するような施策を政府としてすべきじゃないか。たとえば具体的に言つると、一例ではあります。が、ジェットロというふうなものを充実にして、そして十分こんなものを活用して貿易振興していくというふうな方が、私はむしろ正当的ないき方であらうと、かように考えております。ただ特定なときに、そういうもの、なかなか成果が上げにくい、何とか早く効果の上ることとして処置をしなければというふうな場合に、こゝろふうな税法上の特別措置で参る、こゝろふうなことに相ならうと思ふのであります。いずれにしても、私はこゝろふうな処置は他の貿易振興策に置きかえられるべきである、かように考えております。

○大矢正君 あなたの言われていることは、考え方においては私と同じだといふ結論まではいいんですが、最後の方になつてくるとみんな違つてくるわけではあります。が、もつと別な問題で取り上げてみれば、生命保険料の控除であるとか、貯蓄控除であるとか、あるいは利子所得の非課税、及び配当所得に対する云々、こゝろふうな貯蓄を増強するといふことを目標として減税措置といふものは、一体いつになつたら要らなくなるんですか。

○國務大臣(一萬田尚登君) これは昨年あたりから、いわゆる企業等の合理化、まあ資金が非常にそれには要る、がしかし、その資金が十分でない。特に長期資金が十分でない、こゝろふうな状況下に対しまして応急にいたすものであります。従ひまして、これはもう私は今度の二年と思つておりますが、二年あれば十分と考えております。

○大矢正君 あなたは二年とおっしゃるのですが、そうすると、今回貯蓄控除として新しく提案をされて参りました内容といふものは二年間据え置いた場合に税金の控除をする。こゝろふうことになるわけですね。そうすると、この法律によつて二年間貯蓄をしたそのときにはもうこの法律はなくなつてしまふという結果になるわけですね、その点はどうなんですか。

○國務大臣(一萬田尚登君) 私はこの法案によりましてこの内容とする貯蓄が増加いたしますが、同時にこの機会に特に大衆という向きにおいて貯蓄するようになり、こゝろふう一つの慣行も打ち出していききたい、かように考えておるわけではあります。この法の期

—

ものは完全にできておるといふ工合にお考えになりますか、そういう自信をお持ちになっておるか、あるいはこれも少々怪しいとお考えになっておるか、いかがでございますか。

○國務大臣(一萬田尚登君) これはその後における貨幣価値の変動もありまして、むしろ点もあるかと思ひますが、大よそできておるのじやないか、むしろこれは国税庁長官おつて、税を取つておるから、私よりもはつきり知つておると思ひますから……。

○政府委員(北島武雄君) これは私の考え方を率直に申し上げますが、昭和二十四、五、六年あたりまでのインフレの激しかった時期におきまして、私は事直に申し上げまして、法人ごとに多くの大法人がその当時のインフレと税制との矛盾から相当程度実際にあるべき姿から漏れておつたと思ひます。しかしその後インフレも終息いたしましたし、それから税制ももとへ返つており、もしかりに大法人でもって万一査察をやられたりいたしますと相当大きな痛手をこうむりますので、大法人においては相当私はその後申告はよくなつてきておる、こう思ひます。わずかのことで脱税して大きな問題が起きたら非常に法人として損失であります。それからまた法人の組織から申しますと、大法人は各係においてチェック・アンド・バランスの制度がありまして、なかなか相当大きい脱税はできません。しかし昭和二十四、五、六年においては、大法人組織の脱税があつたのであります、しかし私は最近においては非常に少なくなつておるのじやないか、こういうふうに感じま

す。一方大法人を調査する組織といつたしましては、昭和二十四年に国税庁ができましたときに、国税調査官制度といふものを創設いたしました。これは実はアメリカ式の制度であります。考え方は最もベテランの税務官吏を置いて、申告納税のあと大法人をゆつくり地道に調べて所得を捕捉する、こういうやり方でありまして、当時全国の税務署員の中から優秀な者——当時六百名だと思ひました、六百名を抜擢いたしました。国税調査官として各国税局に配置いたし、その後次第に数を増加いたしました。現在は千名おられます。そして国税調査官の所掌事務は、個人でありますれば所得金額一千万円以上、それから法人でございますと資本金額または所得金額一千万円、これは税務署の所轄でなく、国税調査官が実地に調査することになっております。しかも、調査する場合におきましては、原則として二人連れで、あらかじめ十分なる準備調査を行ひました上で、会社の提出の資料を客観的に諸種の資料とつき合せて検討の上、現場へ行つて調査いたしました。大体これが調査日数、最近では一千万円以上の法人に国税調査官が行きます場合は、やはり十数日調査に時間をかけておると思ひます。現在いわゆる調査課所管の法人が全国で一万五千ございまして、これをただいま申しました千百人の国税調査官が調査いたしております。当初から次第に系統を整えて参りまして、主として部門別に分担されております。組織なら組織、食品なら食品というふうに、税務署と違ひまして、部門的に、分担、専担させまして、商況等をがっちり調査されてお

ますから、私は非常に最近の調査は向上しているのじやないか、こういうふうに考へております。

○栗山良夫君 私は今、資料要求してついでに御答弁がございましたが、資料はまだ出ておりません。私はきょう税制をやる前にぜひほしいと申ししたのですが、出ておりません。それはあとですぐ出していただきたいのですが、話は進んでしまひました……。今の国税庁長官の言葉の中にもありますように、日本の経済力をささえておる一千万円以上のいわゆる組織的な大企業、こういうものの税の捕捉すらいまだに完全に自信がないといふことですね。現に、私は大蔵大臣は御承知かどうか知りませんが、最近この委員会で日新精糖事件、あの脱税事件を取り上げた、あの脱税事件の認識そのものに對しても、大蔵省は非常に甘いといふことを私の前の委員会でも申し上げました。検査庁の方がシビヤなんです。どんだんどんだん新しい事実を出しては発表している。ああいうことが、ほんとうに経理が整然とあるべき大企業の中で行われておるといふことは、まことに遺憾至極なことだと思ひます。國民の納税意識に非常に影響を与える。

〔理事西川甚五郎君退席、理事木内四郎君着席〕
本来ならばここで国税庁長官、大蔵大臣はもとよりですが、少くとも相当なスタッフを集めて経営している日本の経済にある程度責任を持つておる大企業には、勤労者と同じように納税の問題においては絶対に間違ひありませんと断言をするだけの自信があつてしか

るべきだと思ひます。それがいいといふことはきわめて私は遺憾だと思ひます。この点について大蔵大臣は今後どういふ所信をもつて大蔵大臣の法人の税査察をおやりになり、税の完全捕捉について努力せられるか、この点はやはり所信として承わつておきたいと思ひます。特にこの委員会で同僚議員が、三悪追放と絶叫せられた総理大臣自身、自己の個人所得といふものをこの委員会に提出されたいといふ要求がございましたが、これは私ではありませんが、まだ提出されてないやうですね。どうですか。これなども、この委員会の発言を聞いておりますと二百万円以上になるだらうといふわけですね。二百万円以上になればこれは全部所得は公開されているわけですから、文化人、俳優、声楽家、その他全部新聞にどんだん番付が発表になるでしやう。そういうふうなになぜ総理大臣の所得だけ発表できないか、これはやはり三悪追放なんといふことを言わなければいけません。三悪追放といふことを言つておられる御本人がまず範をたれる、そうしなければあなた納税意識なんか出てきませんよ。もし総理大臣の納税の中にいささかでも間違ひがあつてごらんない。これは重要問題ですよ。総理大臣の納税の中に少しでも間違ひがあつたら重要問題です。これを大蔵大臣は何と解せられるか。今日まで大蔵省が当委員会であつて参つた、ちよつと資料を出されたといつても出さない。そうして、吉川英治とかかんとかという作家だとかかんとかかんとかかんとかという作家の社会面をにきわしている。一体どういふことですか。総理大臣の所得を

社会面には発表して、このくらい清潔な納税が行われておる。そういうことを発表されたらどうですか。これに對して大蔵大臣の一つ御所信を承わつておきたい。大企業、税の完全捕捉と合せて、國民の納税意識を高揚するのには、そういうところから始めなければできないじやないかといふことなんです。

○國務大臣(一萬田尚登君) 大会社等の所得をよく把握しておる、こういうやうな確信をもつて、何といひますか、所得の把握を十分にして、よく徴税をしておるということに間違ひはないと思ひます。そういうことを十分やるのに何らかの支障がありますれば、これは一つ国税庁長官とも相談をいたしまして御趣旨のうちに相なりますやうに努めたいと思つております。

まあ、その他の、それぞれ個人の税金についていろいろのお話がありますけれども、これはまあ私どういふこととはありません、これは税務署に行けばはつきりいたします。むしろ、国税庁もあれこれいろいろのもうかと思ひます。まあ、研究いたしておきます。

○栗山良夫君 どうも今よく聞えなかつたのですが、まあ、大法人の所得番付は必ず毎年出ます。個人所得の所得番付も必ず出ます。こういうものは、ですから発表してしかるべきものであるし、別に秘密書類ではないと思ひます。そこで議員から、たまたま、これは政治問題も含んでおるかも知れませんが、道徳教育を一生懸命絶叫せられ、しかも三悪を追放する、暴力、汚職、貧乏を追放しようじやないか、こういう工合に國民に呼びかけられて大いに日本の建て直しをやろうと

しておられる総理でありますから、その総理の個人のことで、これほどまでに日本の国政に御熱心であられる総理であるから、喜んで真先にでも率先して自分の所得は発表せられるだろう、こゝろ私には総理の気持をお持ちだろうと思ひます。ところが、そういう気持をそなたとして当委員会が公表を迫つたところが、大蔵当局はそれを受けつけない、資料を出すとは言わない。こゝろこゝろであります。それがこの前の委員会の話では、もう当然今朝出ていなければならぬ。もう出ているでせうか、出てないでせうか。約束じゃ、ちゃんと出ているはずなんです。それが出ないといふのはどういふわけですか。大蔵大臣はこれは今承了されたから、声がかよつと小さかつたけれども、事務当局に向つて早く当委員会に提出すべし、こゝろ一つ命令があつてしるべきだと思ひますが、いかがですか。

〔理事、木内四郎君退席、委員長着席〕

これは大臣ですよ。命令……。

○政府委員(北島武雄君) ちよつと実は連記をとめていたで、私の率直な気持をお聞き願つた方がよろしいかと思ひますが、委員長いか

○委員長(河野謙三君) 連記をとめて。

○委員長(河野謙三君) 連記をとめて。

○平林剛君 先ほど私が貯蓄控除制度について、大蔵大臣がこれは政府が確信をもつて提案をしたもので、新たな構想だと言ひし、衆議院の大蔵委

員会では井藤半弥さんが、これはわしの方が自発的に提案したものだといふに、明白に食い違つてゐる、だからこれはどうでもいいという問題じゃありません。これがもし井藤半弥さんが政府の責任者であれば、閣内のそれだけの見解が違つてゐるということでは重大な問題になります。あなたは大井藤半弥さんの方が間違ひだ、こゝろ言われるから、この問題はあとでまた問題にいたしましよ。しかしこゝろいふに、いまいやとりの中、今回の貯蓄減税が出てきたといふことだけは事実です。私は井藤半弥さんも人格を持つておられる方だから、まさか参考人として出られて、委員会で全く根拠のないことを言われたとは思ひません。しかし一応私は政治家としての大蔵大臣を信用いたしましても、これは、こゝろいふあいまいな中で貯蓄減税の構想が練られたといふことは、やはりお互ひに記憶されておかなければならぬことでは、大蔵大臣なふりなことになるのは、最大の理由はどこにあるとあなたがお考えになっておられますか。

○國務大臣(一萬田尚登君) 私は率直に申し上げて、貯蓄の増強のために所得の税法上の特別の措置、これを考へております。これを委員会にかけ、いろいろ御審議願ひたいと思つております。が、しかし私自身そういう手続をとつたわけじゃありません。私はこゝろいふ考へがあるのだが、一つこれについてはまたいろいろの御批判も御意見もあるだろう。私はあゝいふことを言ひたけれども、いろいろ違つた意見も、賛成にしろ反対にしろ意見もあつたわけでありまして、だから調査会あたりで十分検討してほしい、ほしいとい

いう字を使つたかどうか私覚えがありませんが、とにかくこゝろいふふりな意味のことを私は話したことがありますが、それがどういふふうになつてから先に扱ひになりましたか。これは私今何とも申し上げかねる。今こゝろいふふりなことはどうしてできたかといふ御質疑と思ひますが、これはまあ一つ、手続的なことになりますから……。

○平林剛君 あなたは自信がなく言つてゐるとみえて、だんだん声が小さくなつてこつちには聞き取れない。私はこれは、答申をするときの手続のやり方とか、それからあいつの中で入れたとか入れないとかいふ言ひわけをお聞きしてゐるわけじゃない。大体日本国民の納税者全般で、一番関心の深い税金の制度を研究する機関が、あるときは臨時税制調査会、あるときは税制特別調査会といふ工合に、その構成においても前の委員会とあとの委員会では半数程度もがらりと變つてしまひ、出てくる結論も、だから最初の委員会では利子免税のようなものは廃止すべきだといふが、今度の委員会では、貯蓄減税のようなものは、現状を考へてやむを得ないといふ工合に首尾一貫してゐない。その原因はやはり税制調査特別委員会の性格そのものに私はあると思ひます。こゝろいふ委員会は、単に大蔵大臣の諮問機関的なものでなくて、むしろこれは税制の根本問題について研究する機関として法制化すべきものじゃないだろうか、そしてつとつかりした構成と権威の中において結論を出させるような配慮を加へることが必要なら段階に來てゐるのではないか。從來

おやりになつたことが間違つたとは言ひませんけれども、これとてもほんとうはちゃんと法制化して、その権威の上でやらせるのがほんとうで、こゝろいふことが欠けてゐるから、今度のようにおれがやつたんだとか、いやこゝろはこゝろだといふ欠陥が、結論として現われてきたと思ひます。今後税制と根本問題については、引き続き検討しなければならぬ段階でありますから、政府としては、今後税制全般について検討するといふお話ですから、これを法制化したその中で検討する御用意がございますか。

○國務大臣(一萬田尚登君) この御趣旨は、非常に私はごもつとも思ひます。やはり法制化してやるといふのは、私はこれに何も反対する理由はないように思ひますが、また一面、税でありますから、非常に遠視的立場に立ち、公平な考へを持つておる人に委員になつてもならぬかならぬといふような、構成上の問題は私はあると思ひます。従ひまして、これは十分検討を加へまして、いづれにいたしましても、いづれに單に諮問機関だから、法律に基いてどういふことで、なく、ほんとうに確固たる方針と信念を持つてやると、そういう調査会にいたすことに私は努めたいと思ひます。

○平林剛君 いや、諮問機関であつたつていいんですよ。やはりこれはメンバーがそのつど半分もかわるようなことでもなくて、ある程度委員の構成についても、各界の代表が網羅され、公平な立場で議論ができるようなものにしたらどうだろうか、そういうことを法律で定めるような提案をなさる

考へがあるかと、こゝろ聞いておるわけ

○國務大臣(一萬田尚登君) 結局問題は、この委員会を法制化するかどうかといふ点におありにならうかと思ひますが、今法制化するかどうか、私は法制化するといふ考へは持つておひません。一番こゝろいふ委員会で心配といふか、考慮を払ひますのは、ごく公平な、特に税ですから、公平で、しかも税に練達な方をどういふふうにして集め得るか、こゝろいふふりなことに注意を払つておひます。こゝろいふ点からは、あらためて一つ検討を加へてみたいと思ひます。

○平林剛君 從來の臨時税制調査会や、今回の税制特別調査会が、その構成において公平であるかどうかといふことについては、大いに議論がある。たとえば、その委員の顔ぶれを見ましても、どちらかといふと民主団体の代表が少かつたのです。特に勤労者に最も税金が重いとされてゐるにもかかわらず、労働者側の代表といふものがわずかに一人であつたり、こゝろいふ点では、今後は法制化する場合でも、新しい税制の調査会を発足させる場合において、もっと十分配慮をして、構成についてもっと公平な立場で委員を選任してもらひたい、こゝろいふことを要望しておきます。

そこで、貯蓄減税のことについて質疑を一步進めませんが、先ほどのお尋ねでは、これは政府が現在の事情から見ても、どうしても必要だといふ確信に燃え立つて提案なさつておる。しかるに、銀行利子免税でも、あるいは配当所得に対する税の軽減にいたしまして

も、一面考えますと不勞所得的な傾向があるわけです。また逆に言うと、これらの所得を生む人は担税能力にすぐれた人である。こういう面から見て、非常に不公平であるという批判が強いわけでありますが、それは別にして、あなたの判断では、經濟政策を遂行する上において、どうしても必要だと、こういう一つの政策に基いて提案をなさっておるわけでありますから、そういう政策に私は責任というものが伴わなきゃやそだと思ふんです。しかるに、去年です、昭和三十三年の貯蓄目標を検討してみますと、一兆四千億円である。銀行関係では、その一年間に八千三百億円だけ達成をするという目標であるにもかかわらず、実際には四千三百九十九億円で、達成率はわずか五二％になっておる。農協や相互銀行は、これは政府の貯蓄奨励に割合と協力して、農協のごときは実に一三八％の達成率を上げてゐるにもかかわらず、銀行の方では五二％である。一番大きな貯蓄目標の役割を果さなければならぬところが、わずかに五二％しか達成していない。私は、銀行利子免税のあったときに、一体こんな銀行利子免税をやつてどれだけ貯蓄をふやす確信があるのかということをお尋ねしたことがあるのです。しかるに、こういう状態です。去年貯蓄に見合つた投資が行われなくて、貯蓄を上回つた投資があったことで、今日の經濟的な混亂の一つの原因があるというお話でありましたけれども、これはまさしく政府の責任でもあるのです。政府が責任をもつて、政策的に銀行利子免税を強力に提案をしてきながら、銀行の貯蓄達成率というのはわずかに五二％で

あるこれは政府の怠慢である。経済的な混乱を起した原因が、貯蓄を上回った投資にあるというなら、国民全般には租税負担の公平を破りながら納得させておいて、結論としては半分にしか達しないということが経済混乱の原因だとすれば、政府の責任も重大だと思ふ。今度もあなたは、ことしの経済事情から見て、貯蓄減税を新たに提案をしておる。当面どうしても必要だ、こゝ言われておる。きのうも私は政府当局に、ことしの貯蓄目標は幾らだとか尋ねをしたら、昭和三十三年度において一兆四千億円である。もしこの目標に達しないような事態があったら、政府は一体どれだけの責任をお感じになるか。

○国務大臣（一萬田尚登君） 三十二年度の貯蓄目標と貯蓄の実績であります。この貯蓄目標はやはり若干は目標でありまして、ドライブする意味から、実績よりも高いのはいと思います。そして、三十二年度五二％です。か、五〇％程度しかできないじゃないか、これはしかし貯蓄性預金は大体にか、おいて調子を整ひをしている。ただ営業性預金は、御承知のように金融は非常に詰まりました。日本銀行の貸し出しも、五千億、六千億、七千億、こういうふうな状態になりました。従つて、営業性預金が、全部銀行から貸し出して、引き出して、かんかんになるまで引き出してしまひまして、そうして使つて、足らぬところはさらに銀行、銀行はまた日本銀行、こゝいうふうな金融情勢、言いかえれば投資が非常に伸びたとか、資金との間の需給関係がマッチしなかつたとか、そういう状況、それからこれは預金が思う

より伸びなかつた、かように御判斷願いたいと思います。

三十三年度、これはまあ専門家が集まりまして、若干は私はやはりかくあるべきであらうという想定実績よりも上目にとつてあると思います。思ひますが、しかし何としてもこういふふうな特典も存するのでありますから、あらゆる努力を払つて目的を達成いたしたいと考えております。ただししかし、何さま貯蓄というものは、経済の自主性と非常に相関關係を持つております。そうして、経済の見通しというもの、は、むしろほんとうに百％見通しが当ればこれは非常にりつぱなことな得る人は、おそらく世界においてなないと思ひます。ですから、やはり経済の動きというものについて、若干の変動という化があります。それによる変動というものは、これはやはり私は結果としてやむを得ない、かように考えておる次第であります。むしろあらゆる責任をもつて目的達成にあらゆる努力を払うということとは私はここで申し上げておきます。

○平林剛君 政府の貯蓄目標というものはかくあるだらうという想定だけなんですか。それとも今回貯蓄減税を提案してきたのはいろいろな経済事情を想定して、政府の貯蓄目標を想定するためにはどうしても租税の原則を破つてもこのものが必要である、この確信に立つて提案をなさつておるのですか。今のお話では政府の貯蓄目標というのはかくあるだらうだけの想定であつて、経済に自主性があるからどうのこうのと言ひわけばかりしておつたのでは、こんなところから出てきたかわ

からたう貯蓄減税をわれわれはまとも
に審議できないじゃないですか。どの
程度責任を感じられるかということ
を私は聞いておるのです。

○國務大臣（一萬田尚登君）　むしろ
あるべしなんで、このぐらひはぜひ
とも一つみんなで努力してやろりじや
ないかというのが貯蓄目標ですから。
貯蓄目標になっている、ただ目標であ
ります、必ず達成し得る実績というの
よりも若干上目のことは、これはまあ
あらゆる場合において私はそうだと
思っております。従いまして今私が申
し上げ得ることは、いろいろな今後の
経済の変動もありまじやうが、われわ
れとしてはその目標を達成し得るよう
にあらゆる努力を払う、こういうこと
であります。

○平林剛君　どういふ努力を払われま
すか。

○國務大臣（一萬田尚登君）　ただいま
御質疑の、いわゆる目標を作っておる
が、これは一体何かとおつしやるか
ら、この目標を達成するように努力を
払う、こういうことであります。

○平林剛君　聞えなかったやうです
が、どういふ努力をお払いになるか。
去年みたいな五二〇程度の達成率し
かないということになれば、あらため
て政府の銀行利子免税措置というも
の、これは私に言わせるといふと、そ
れ以外の事情によつて影響されるも
のであつて、銀行利子免税があつたか
らそれで貯蓄がふえるとか、貯蓄減
税が今度行われたからそれで貯蓄目
標が達せられるといふものではない、
こういふふうに理解せざるを得ない
のですが、もしあなたの方がそいふ
伸縮性のあつたものであつたとしても、
国民にいろいろ

いる迷惑をかけるのだから、この程度は絶対確信を持ってやる、こういう程度の言明がなければ、私はこれはこういうものには賛成できない。まあ私はそういう意味では大蔵大臣もこれを提案をなさった以上は相当の責任を感じて、一年後にわかることですから、そのときはあらためて責任を追及をしなきゃならぬものである、こう考えております。それだけ申し上げて、閣下質問だから、この程度で終つておきます。

○大矢正君　長時間大臣にとどまっていただいて大へん恐縮でございますが、きょう一日の日でございますので、どうか最後までおつき合いをいたしたいと思ひます。大體税制全般にわたる基本的な考え方に対する質問がほとんど出ましたので、最終的に私は集約して、二点だけ大臣に確たる御答弁をいただきたいと存じます。

その一つは法人税に関する問題であります。前池田大蔵大臣と違つて、今の一萬田さんは大へん中小企業に對する思いやりの深い方だといふもつぱらの評判が出ておりますので、そういう意味で私は考へてみまして、今回の法人税に對する税率の引き下げは、中小企業といふよりはむしろ大企業に片寄つた形で行われておりますが、今さらこれを法律改正して、あらためて出せといつても、大臣はなかなかできないだらうと存じますが、もしことしできないければ、来年でもけつこうであります。特に小企業と目される、資本金でいへば百萬元以下、また所得でいへば百萬元あるいは二百萬元以上のこの部分に限つて税率の引き下げをいさしく行うことによつて、經濟の變動やその他

にたえ得る力を税制の面から与えてやるといふお気持ちがないかどうか、これはもう今私が幾ら言ってもやれと言つても、大臣はみずから出されたものでありますから、それが間違ひだとも当然これは考えられて言えないはずでありますから、それを私はここで望むことはあまりにもひどいと思ひますので、それを決して望むのではない、来年度は一つこのしのできない、そういう部分は大分としてはやるといふお考えがあるかどうか、もしあるとすれば、この機会にはっきり表明をしていただいて、選挙も近いことでありますから、国民に少しでも喜ばれるようなことをこの際やっておいた方がますます大臣の株を上げる結果にもなるのじゃないかと思ひます。岸ブームは沸かないが、一萬田ブームは沸くというこゝにも通ずると思ひますので、どうか一つこの際大臣のお答えを明確にいただきたい。

○国務大臣(一萬田尚登君) 中小企業対策といふものにつきましては、私はひとり税ばかりでなく、ほんとうにわれわれいかに進歩的な保守党も真剣に考えていかなければならない、これがやはり今後の政治に大きな農業政策と相並んで問題だと、こゝういふふうに思つております。従ひまして、今後大いに検討を加えるつもりであります、特に今税の問題、税につきましても中小企業に対する税制といふものは一体どうあるべきかというよりなところから、一つ税制調査会にも諮問をして考えてみたい、かように考えております。十分検討いたします。

○大矢正君 最近の一萬田大蔵大臣は大へん答弁がうまくなったというのが

もつぱらわが党内の評判です。そこでまあ古い議員は古参議員に対するお答えはまあまあうまくなったという程度でよろしいのでございませうけれども、私のようなかけ出しの議員や陣笠議員には誠心誠意わかりやすく、しかも現実的な御答弁をいただきたい、そう希望いたします次第であります。

法人税の問題については確たる大臣の御答弁をいただけないことを非常に残念に思ひますが、それじゃ租税特別措置に対する大幅な削減と申しますか、整理と申しますか、これを明年はやりたい、かように先ほど大臣が答弁されておりますが、それをそのようにまづ正直に受けてよろしいものかどうか、至つて私は昔から正直の方で名が通つておりますが、この機会に大臣のお答えをいただいておきたいと思ひます。

○国務大臣(一萬田尚登君) 政策的に設けました税法上の特別措置につきましては、来年度これは大幅といつても、やはりこゝういふものを設けた以上、その目的を達成しているかどうか、もちろん必要がなくなつたかどうか、また何でもやめればよいというわけにはいきません。そゝういふものは十分吟味いたしまして、考え方としてはでき得るものはすみやかにこれを廃したい、かような考えで来年度には検討を加えます。

○大矢正君 私はこの際、大臣に申し上げてみたいと思ひますが、租税特別措置法それ自身長い間実施をすべき内容のものではないという前提が明らかにされておるのでありますから、できる限り年々その立場において

また角度において検討をされて整理をするものは整理をするという方針が必要じゃないかと私は思ひます。そゝういふ意味においては租税特別措置法の内容が三年も先まで、あるいは四年も先まで税法上の特例を与えるようなことではなくて、できる限り年々基本的に検討をし直してやるといふ態度が必要じゃないか、こゝういふように私は思ひますが、大臣の考え方をこの際承わりたい。

○国務大臣(一萬田尚登君) 全く同じ考えであります、年々検討を加えます。

○大矢正君 それじゃ特に今度の法律改正の中にも多数ありますし、また今までの法律の中にも多数ありますが、この内容とするものすべてを一年間に期限をつけるという方向で修正をされたらどうですか。そして来年の春になったらまた果してその当時の経済情勢に即応するものであるかどうかというこゝを基本的な検討して、延ばすものは延ばすという態度をとつたらよろしい、こゝう考えるのですが。

○国務大臣(一萬田尚登君) それは対象によりまして、むしろ臨時措置でありますから、あまり長いというものはこれは考えられませんが、しかし対象によつて一年々々といふことは、これは受ける方から見ても、どうも見通しが立たないといふことになりまして、これは対象の性格といひますか、性質によりまして、一年でいくものはむしろ一年一年でやつていくという考えはないと思ひます。しかしやはり何年という期限を切る必要もある、私はかように考えております。

○大矢正君 私はできることならば、大臣から法人税の問題についてはできる限り早い期間に、特に小企業の部分、小さい少所得の部分に限つて税率の引き下げを行う。また法人税につきましては特に明年度以降、自然増収が見込めない、ないしは非常に減収と目されるような、こゝういふ実態から考へて、これを整理する、大幅に整理をするといふ、こゝういふ二つの態度を実は表明していただきたかったのであります。私はそのすることによつて、ただいま議題となつておりますところの税法関係についてはある程度賛成をしたいといふ気持ちもあつたのであります、けれども、法人税の問題について、租税特別措置の問題についても、私どもの意図するところが十二分にお聞き取りいただけないのか、大臣は大臣自身として魂胆があつて、私どもの考えや気持ちを汲んでいただけないのか存じませんが、とにかくこゝういふ点については、十分な私どもの気持ちを受け入れられないことをまことに遺憾に思ひます。私はこの二点を大臣に強く要望いたしまして、私の大臣への質問を終わります。(拍手)

○委員長(河野謙三君) ちよつと申し上げますが、大臣ただいま衆議院の方から連絡がございまして、議運を衆議院は開く段階になつたのでありますから、こちらの方があき次第、大臣に議運の方に御出席願ひたい、こゝういふ連絡がありましたから、委員の各位も一つお含み置き願ひます。

○平林剛君 私はかの質問に入る前に、ちよつと大臣にお尋ねしておきますが、さつき私、大矢さんの関連質問

でお尋ねをいたしましたところ、来年度は事業税の軽減について実施をしたいと考えておる、三十三年度には検討を加えてすつきりした税制を考えておるといふことから、この減税の財源をどこに持つていくのかとお尋ねをした、あなたは租税特別措置法だといふ意味のお話しがございました。そうすると、来年度は租税特別措置法をいじると理解してよろしうございませうか。

○国務大臣(一萬田尚登君) この特別措置法をどういふふうにするかは、先ほどから申しましたように、これは廃止し得るものは廃止していく、そこだけ財源は出ます。来年度にはこれから幾ら財源が出るかといふことを申したのではないのであります、今後の財源の一つとして、これを廃止し得るものは廃止する、こゝういふことである。

○平林剛君 租税特別措置法は、当然必要な財源として、いじると、私は理解をしております。今後いじらなかつたらさらに政府の責任を追及していきま。

そこで大蔵大臣は最初の第一問だけ答えてくれればよいわけです。今度酒税法の改正がありましかつても、あれは清酒だとかしょうちゆりだけであつて、ビールの方の減税をなさなかつた、私ビール好きでありますけれども、一般の国民大衆ももう少し安くビールを飲みたいものだと思ひます。望んでおると思ひます。今回なぜビールの減税をしなかつたか。

○国務大臣(一萬田尚登君) ごもつとも、まあビールは、これは一番嗜好される大衆的なものと思ひますけれど

も、今回は、特にビールはだれでも飲む、大衆的な。裕福な人もみな飲むというふうなこともありまして、特に低額所得者という人の対象になる酒というところに限界を設けまして、低額所得者の嗜好する酒ということにはつきり線を引いたわけでありました。はつきり申しまして、別に他意があるわけではありません。今後においてはビールもやはり考えなければなりません。

○平林剛君 あとあなた時間があれば、私のこれからの質問をお聞きになつていただければ、私の質問の趣旨がどこにあるかわかりになると思ひますが、国税庁長官に今度は聞きます。

○委員長(河野謙三君) 速記をとめて。

○委員長(河野謙三君) 速記をとめて。

○平林剛君 国税庁長官、あなたにお尋ねいたしますが、酒の減税については大へん政治的な減税という批判がありまして、私は今大蔵大臣には、ビールの減税は大衆性があるから減税すべきだということを申し上げましたが、実は三月二十日の朝日新聞にこういう記事が出ておるのでございます。「国税庁がこのほどまとめた二分分までの酒類の売行き調べによると、高級酒類を中心に売行きが減る傾向が高まり、特に好調を続けていたビールの売行きが二月に入つてガタ落ちになるなど、売行不振が急に目立ってきた。」、こういう報道がされていくわけでありまして、しかしさらに付け加えてあります「これは四月から実施される予定の減税を目当てに、小売商が仕入れを平控えているせいもあるだろうが、減税に

ならないビールまでが減っているの、やはり不況の影響が酒の売行きにまで及んできたためと、同庁ではみている。」、こうあるわけでありまして、酒の売行きが――清酒、しょうちゆうの売行きなどが、小売商が仕入れを手控えて伸びが少いということはおわかりますが、ビールまで下つていく理由というのはどこにあるのか。今年は暖冬異変といつて、暖い時期でありましたから、私はビールはもう少し売れ行きがあつていいと思うのですが、どうも下つていくようです。どこにその原因があるかということをお聞かせ願ひになつておきますか。

○政府委員(北島武雄君) 問税部長よりお答え申し上げます。

○説明員(泉美之松君) 御質問の点は、ビールが二月中の出荷が昨年比に比べて八六%に落ちたという点に關連してのことと思ひます。私もその原因がどういふ点にあるか、いろいろのビール会社に當つて調査しておるのではありませんが、原因が的確にわからぬのであります。二月上旬、中旬のこの二旬の期間におきまして非常に昨年に比べて出荷が落ちたのであります。お話しのように、減税前に卸、小売が仕入れを控えるという点がたしかにありまして、これが減税の対象にならないビールにまで影響をしたことは事実だろふと思ひます。しかしこの現象が酒類に對する需要が減つたからと断定するまでに至らないのであります。その後の三月上旬、中旬の出荷の状況を聞いてみますと、三月に入りました前年実績に比べて相当多くふえております。従つて何らかの原因によつて仕入れ関係が變動したので

ありまして、二月一カ月だけをとつて傾向を云々することは危険であります。やはり二月、三月なり、さらにもう一月間なり、やはり三月月ぐらいの長い期間を見なければ、その一月だけをもつて一つの傾向として認識することは困難である、かように考えております。

○平林剛君 原因については、なお引き続きお尋ねいたしますが、初め参考のために、現在のビールの会社、それから工場別に二月份の課税石数、幾らになつてゐるか。それからその税額は幾らになつてゐるか。これは庫出しのときに課税をすることになつておりますから、当然おわかりになつておると思ひます。それを私の次の質問に入ります前に明らかにしてもらひたい。

○政府委員(北島武雄君) ちょっと手元に資料ございませんので、至急に国税庁に電話をかけましてお答え申し上げます。

○平林剛君 それでは至急取り寄せてもらひたい。

そこで、私はここでちよと重大な質問をします。私の耳は地獄耳だから何でも聞こえてくるのであります。が、三月上旬に国税庁とビール会社、この会社の協会と話し合ひをなさつてゐる。そうしてそのときどんな話し合ひがあつたか、私そこまでは聞こえなかつた。ただ朝日新聞に書いてある理由不明の二月へ入つてがた落ちになつた理由の中に、国税庁が関係してゐるのじゃないかという情報が入つてゐるのです。これは国税庁からその所管の税務署に對して指令が出ている。そして二月份の庫出し石数を二〇%減らして申告しなさい。そこで

すでに申告をしてあつたビール会社も前の申告書を引つ込めて、あらためて申告をし直した。その裏に私は何があらうかというのを疑問に感じてゐる。二月のビール会社の庫出し石数は、例年であればこんな下るわけはないのです。しかるに急にこれが下つた。いろいろ勘ぐつてみると、酒の税金についていろいろ政府と話がついて今回のような減税になつて、ビールの方は、先ほどの大蔵大臣の答弁で、破棄されてゐる。それが最近あまりやかましいことを言わない。おかしいなと、こう思つてゐた。しかるに私の地獄耳に今のようないふ情報が入つてきた。国税庁ががやうな指令を出して、一たん出した申告を引つ込めまして、二〇%ないし一八%減に修正申告させるとしたら、これは国税庁みずから酒税法違反をやつてゐるということになる。こういう事実はございせんか。ないと言へば、また私あとで次の質問をします。

○政府委員(北島武雄君) 私そういうお話は全然初耳でありまして、どこからそういうことになりましたのか、あるいは問税部長がもし存じておれば、お答えいたしますけれども、私は全然そういうことを存じておりません。

○委員長(河野謙三君) 問税部長どうでありますか。

○説明員(泉美之松君) 私先ほどお答え申しましたように、二月中の出荷が減りましたのは、初旬、中旬から減つてゐるのであります。二月份の申告は三月になつてゐるわけでございますけれども、三月の十日までにするわけでございますが、その三月の十日になつて

中旬、初旬のものを變更するわけではないのでございまして、さやうなことを国税庁が申すことはあり得ないわけでございますし、申告書を出して變更するということはあり得ないわけでございます。

○平林剛君 この問題の起きたのは三月七日です。だからちよと三月十日に申告をする三日前にこういう措置が行われておつた、こういうわけですね。そこで私はこれは今あなた調べて持つてくるといふビール会社の工場別の庫出し石数と、二月份の課税石数として申告をしたものを照し合せて見ればすぐわかることですね。何ならこれから出かけていつて調べてもいいわけですね。明らかに違つてゐる。そこで私はそういうことを一体どういふことで行われるのかといふことが疑問なんです。私のこの指摘について問税部長はすぐさま調べて下さい。そして調べたあとで、また委員会がおりますから、そのことについてお尋ねをします。

○政府委員(北島武雄君) 御指摘のやうなことが事実でございますのか、直ちに調査いたして御報告申し上げます。

○委員長(河野謙三君) ちよと速記とめて。

〔速記中止〕

○委員長(河野謙三君) 速記をとめて。暫時休憩いたします。午後六時再開を予定いたします。

午後四時五十六分散会

午後七時四十分開会

○委員長(河野謙三君) 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

税法五案につき質疑を行います。

○小笠原二三男君 酒税法の一部を改正する法律案についてでございますが、

一昨日私は内容に立ち入っては御質問申し上げませんでした、と申しますのは、この法律案には衆議院において付帯決議が附せられ、その付帯決議の趣旨が政府側において尊重されるものかどうか、その点について懸念を持っておたから、一応留保しておいたものであります。しかもこの院議の問題は、事、他院に關する問題でございますから、他院の院議尊重に關して政府との意見の調整の上において、一昨日の白井政務次官が代表して政府の見解として述べられました立法上の減税措置と、それから行政上の小売価格の値上げの問題というものが、一昨日の答弁通りになるものかならぬのか、この点については不定のものとして私は聞きとつたわけでありました。そういう意味では種々の、いろいろな経緯がありましてから、白井政務次官の一昨日の言とその後における発言の食い違いという点については、院議尊重の趣旨に沿う限りにおいてはわれわれは何らこれを追及しようという意思を持ちません。そういう意味において、白井政務次官も御安心して一つ本日の衆議院における院議尊重に關する折衝の経緯から結論が、一昨日私に御答弁になったことと違ふような点が生じておりますならば、やはり白井政務次官も率直な御答弁をいただきたい。しかもこの点は先ほど来幾たびも与党の理事諸君あるいは委員長の諸君ともお話をしました通り、今本會議において一萬田大蔵大臣は予算審議の中途でありますために、本委員会に御出席になり得ない。これも自明の点であります。

ります。従つて白井政務次官にお尋ねしていることは、白井政務次官の御答弁を聞くということではないのであります。政府を代表し、所管大臣である一萬田大蔵大臣を代表して明確な御答弁をなさるものとしてわれわれは聞きたいのであります。ですから、そういう点も前提としては明確にやられた上で、一昨日と趣旨において異なる点がありましたならば御答弁願いたい。変らないということであれば、この酒税法についてはこのまま終局せしむるという点については、われわれ断じて承服できない。以上申し上げて御答弁願いたい。

○政府委員(白井勇君) 一昨日来この問題につきましては、いろいろ御心配をいただきました、まことにありがたうございました。一昨日申し上げましたことと、多少食い違いがありますので、はっきり私から政府の態度を申し上げます。衆議院の付帯決議が院議にきまりましたので、それをどこまでも尊重いたしました。政府といたしましては、酒税法が通りますれば、直ちにそれに伴います衆議院の付帯決議の趣旨の通りに作業いたしたいと思ひます。一昨日申し上げました原料の値上げ等によります価格引き上げというやうな点につきましては、将来別途考慮いたしたい、こう考えております。

○小笠原二三男君 そうしますと、一昨日お答えになりました通り、法律上の問題として四月一日減税をする点も国民の前に明確にします、ただし値上げの問題はこれは行政範囲の問題であるから、これは政府としてやはり国民の前に切り離して明らかにした上で同日この問題も処理します、こういう趣旨の御答弁だったのでありますが、その点は取り消され、政府の見解は変わったのである、こう了解していいか。了解していいとなれば、多少などという修辭ではなくて、大きく変わったことなのであつて、大きく変わったと了解してよろしいか。もう一度。

○政府委員(白井勇君) お尋ねの通り大きく変わったのであります。

○委員(河野謙三君) 他に御質疑はございませんか。

○平林剛君 先ほどのビールのことに關する私の質疑は資料の提出がまだありませんから、別途、資料の提出を待つて質問することにして、本日は留保しておきます。

○委員(河野謙三君) 承知いたしました。後日、平林君の留保されました質疑につきましては、当委員会を取り上げて、質疑を行なつていただきます、かように考えます。

○小笠原二三男君 笑ひ話にもされませんから、一応申し上げる点だけは申し上げておきたいと思ひますが、再三他院のことでありませうけれども、一応院議がきまつた、しかるに翌日ただちにそれを受けて、政府の態度は、統一された見解として異なる見解を示した、そういうまた一転しまして、院議尊重という本日の御答弁になる。こういうあり方というものは、私は立法院と行政府の間において望ましい姿ではないと思ひます。そういう点については、遺憾であるとも何ともいふことでなしに、大いに變りましたということですから、おられますけれども、これはそのつない岸内閣のやり方としてはまことに遺憾です、事、他院の問題についてさえそうなんですから、本院における、

あるいは直接当委員会において将来付帯決議等において、行政府に対して種々な要望決議があげられるというやうなことになる場合には、完全にやはりその趣旨は尊重されるという慣行が出なければ、これは議院内閣制なり新憲法の趣旨にもとると思ひます。そういう点も御賛成であるかどうか、この際、遺憾の意を表する気持があるなら、ごあいさつを願つておきたい。

○政府委員(白井勇君) 今回の問題につきまして、こういうことの起りましたことはまことに遺憾と私も存じております。今後は十分私たちいたしましても留意をいたしまして、院議を尊重するやうな措置を講じたいと思ひます。

○小笠原二三男君 それも前言は取りかえるというやうなことのない政府の一貫した方針であると了解してよろしうござんすか。

○政府委員(白井勇君) けつこうでございます。

○小笠原二三男君 よく了解しました。

○委員(河野謙三君) 他に質疑はございませんか。——他に質疑はないやうでありますから、ただいま議題となつております税法五案の質疑は終局したものと認めます。

それではまず関稅定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べをお願いします。——別に御発言もないやうでありますから、討論は終局したものと認め、これより採決に入ります。

関稅定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方は御筆手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員(河野謙三君) 多数であります。よつて本案は、可決すべきものと決しました。

なお、諸般の手續等は先例により委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(河野謙三君) 御異議ないと認めます。よつてさう決しました。それから多数意見者の御署名をお願いします。

多数意見者署名

木内 四郎 西川甚五郎
天坊 裕彦 青木 一男
酒井 利雄 岡崎 眞一
左藤 義詮 木暮武太夫
堀見 俊二 土田国太郎
廣瀬 久忠 杉山 昌作
前田 久吉

○委員(河野謙三君) 次に、所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、租稅特別措置法の一部を改正する法律案、以上三案を一括して討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べをお願いします。

○大矢正君 私は社会党を代表いたしましたので、ただいま議題となりました所得税法の一部を改正する法律案外二法律案に対しまして反対の討論をいたします。

本法律案が本會議に上程をされる時

間が切迫いたしておりますので、基本

的な点のみとらえまして反対理由を述べてみたいと思います。

まず第一番の所得税法の一部改正であります。この法律案につきましては、私どもは、政府が本法律案を出します以前から、今の日本の経済の現状等とからみ合せて、特に低額所得者の基礎控除の引き上げ等を中心としたしまして大幅な所得税の減税をなすべきであると考えておったのであります。が、遺憾ながら今日の政府提案にかかわる内容にはそのことが載せられていないという点についてまず反対の第一点の理由を求めたのであります。一説には所得税の減税を行うことによつて増産力の増進ないしは消費力の増加等によりまして、日本の経済に悪影響を及ぼすかのごとき言辭が弄されておりますけれども、私といたしましては、漸次日本の外貨の保有高が好転しつつある先でもありますし、また国際的にもどん底景氣から上昇景氣にたどりつく今日でございますので、あえてこの際減税を、特に所得税の減税を行ひまして、これが日本の経済全体にとつて悪影響を及ぼす結論にはならないという確信の上に立つておる次第であります。

次に私は法人税をめぐる問題について一点反対の理由を述べたいと思ひます。それは今回の政府の提案にかかわる税率の引き下げは、先ほどの私の大蔵大臣への質問の中にも申し述べた通りであります。内容においては、大企業を中心とした減税という結果になります。特に経済基盤の低い脆弱性な小企業に對しましては、減税の恩恵がほとんどないといつてよいような結果が

現われて参るのであります。私はこの際法人税の減税を行ひならば、特に小企業を中心として所得百万円以下を中心としたところの減税を重点的に行うべきであります。大企業に對する減税は必要がないという、こういう立場から法人税の政府提案にかかわる一部改正には反対をいたすものであります。

最後に、租税特別措置法の一部改正に對して反対の理由を申し述べます。まず、このことについての根本は、税制調査会が開かれて、その答申のたびごとに言われることであります。が、この措置はすみやかに、できる限り早い期間に合理的に改善をすべきであるという、また整理をすべきであるという答申が述べられておるにもかかわらず、今日の政府提案では何ら整理をされてないばかりではなく、むしろ増加をしていくことにつきまして、まことに遺憾とするところであります。さらにこのたび新しく提案をされた貯蓄控除につきましては、内容の深い検討を行うこともできません。したがつても、今日までの知り得ていた範囲におきましては、これまた金

持った人間がより恵まれるという立場以外に、低所得者に對するところの控除という結果にはならないという点であります。それからまたもう一つ言ひ得ることは、この貯蓄控除が生ずることによつて必ずしも貯蓄が増強されるということが裏づけられないからであります。もし貯蓄が裏づけられないで、貯蓄控除のみが履行された場合には、たゞ税金のまけつ放しという結果になるのであります。こゝからいふ点からも貯

蓄控除につきましては賛成をすることができません。

以上、私は簡単に三法律案についての反対の理由を申し述べた次第であります。が、もしも政府の考え方の中に、法人税の、特に小企業に對する今後の措置がなされるならば、あるいはまた租税特別措置の大幅な整理を確約していただくことができるならば、賛成してもよろしいのではないかと考えたのであります。が、残念ながら本日の大蔵大臣の御答弁の範圍をもつてしては、このことも望むことができません。

ので、私は社会党を代表してあえてここに三法律案の反対理由を述べた次第であります。

○委員長(河野謙三君) 他に御発言ないようでありますから、討論は終局したものと認め、これより採決に入ります。

まず、所得税法等の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方は御挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(河野謙三君) 多数であります。よつて本案は可決すべきものと決しました。

次に、法人税法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方は御挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(河野謙三君) 多数であります。よつて本案は可決すべきものと決しました。

次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方は御挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(河野謙三君) 多数であります。よつて本案は可決すべきものと決しました。

なお、ただいま可決いたしました三案についての諸般の手續等は、先例により、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。よつてさう決しました。それから、多数意見者の御署名をお願いします。

多数意見者署名
木内 四郎 西川甚五郎
天坊 裕彦 青木 一男
酒井 利雄 岡崎 眞一
木暮武太夫 左藤 義詮
堀見 俊二 土田国太郎
廣瀬 久忠 杉山 昌作
前田 久吉

○委員長(河野謙三君) 次に、酒税法の一部を改正する法律案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。

○土田国太郎君 原案には賛成いたしますが、今回の酒税引き下げに對しまする大蔵省の御処置が適切に欠いたことは、非常に私は遺憾に存じます。本案に關しましては、教回、当委員会におきまして私どもの質問に對しまして堂々と申し述べられたこと、本日の大蔵省の処置は雲泥の差を生じた。その状態は裏に見るにしのびないのであります。私どもと手合として攻撃する意思ではありませんが、將來のことでもありますので、一言警告いたしておくとあります。が、過般この処置について小売業者のマージン削減であると

か、あるいは課税対象としてバルク・ラインの問題とか、こういう問題につきまして意見を申し上げてあるはずであります。が、どうか今回のこの処置に反省されまして、課税の基準であるとか、あるいは方法であるとか、將來のこのマル公問題の欠陥というふうなことに對しては十分の御検討を願ひたいと存じます。で、私は原案に賛成いたします。

○委員長(河野謙三君) ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(河野謙三君) 速記をとつて。

他に御発言ありませんか。——他に御発言なければ討論は終局したものと認め、これより採決に入ります。酒税法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方は御挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(河野謙三君) 全会一致であります。よつて本案は可決すべきものと決しました。

なお、諸般の手續等は先例により委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(河野謙三君) 御異議ないと認め、よつてさう決しました。

それから多数意見者の御署名をお願いします。

多数意見者署名
木内 四郎 西川甚五郎
小笠原三男 平林 剛
天坊 裕彦 青木 一男
酒井 利雄 岡崎 眞一
木暮武太夫 左藤 義詮

堀見 俊二 土田国太郎
廣瀬 久忠 山本 米治
大矢 正 杉山 昌作
前田 久吉

○委員長(河野謙三君) 次に、入場税法の一部を改正する法律案を議題に供します。

別に御質疑ございませんか。——別に御発言もないようでありますから、本案の質疑は終局したものと認めます。

本案に対し各派共同提案にかかる修正案が委員長の手元に提出されておりますので、この際、本修正案について便宜代表者より説明を聴取いたします。

○平林剛君 入場税法の一部を改正する法律案に対して自由民主党、緑風会、無所属及び日本社会党の各派共同提案による修正案を提出いたしましたので、その内容について御説明申し上げます。

修正案はお手元に配付されてありますので朗読を省略いたします。若干理由を御説明申し上げますと、入場税法の一部を改正する法律案につきましては、昨年三月、第二十六回国会において純演劇である歌舞伎、新劇等につき、諸般の事情にかんがみ、その入場税の税率を軽減する必要を認めて、全会一致をもって衆議院より送付、本院において継続審議を続けてきたものであります。本委員会におきましては、今日まで慎重に審議を行なった結果、演劇芸術の普及と発達をはかることは国家としての当然の文化政策であり、観客大衆が入場税軽減により比較的安価に入場料金でこれらの公演に接する機会を多くし、大衆娯楽の質的向上と

国民の情操教育の向上に資するため、この際純演劇に限らず演劇全般に入場税の税率を軽減するよう提案するように修正しようとするものであります。

なお、修正法律の実施時期につきましては、税務行政の必要上、必要な最小限の期限を考慮してかようにいたしました。

何とぞ全会一致の御賛成を得られるよう希望いたします。

〔参照〕

入場税法の一部を改正する法律案に対する修正案

入場税法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第四条第二項の次に一項を加える

改正規定を次のように改める。

第四条に次の一項を加える。

3 演劇をもつばら催す場所への入場についてその入場料金が一人一回について八十円をこえるときは、第一項第一号の規定にかかわらず、左の税率により課する。ただし、前項の規定の適用を妨げない。

入場料金が一人一回について三百円以下であるとき

入場料金の百分の二十

入場料金が一人一回について三百円をこえるとき

入場料金の百分の三十

附則第一項中「昭和三十三年六月一日」を「昭和三十三年五月一日」に改める。

本案施行に要する経費
本案施行による減収見込は、本年度三億七千九百萬元(平年度四億五千五百萬元)である。

○委員長(河野謙三君) ただいま説明を聴取いたしました修正案は予算を伴うものでありますので、国会法第五十七条の三の規定により、内閣に對し意見を述べた機会を与えなければなりません。よつてこの際、ただいまの修正案に對し内閣から意見を聴取いたします。

○政府委員(白井勇君) 当委員会の御趣旨は了承いたしますが、入場税収入は実質的には地方財源でありますので、関係官庁とも協議の上政府といたしまして善処したいと思ひます。

○委員長(河野謙三君) 別に御発言もなければ、これより入場税法の一部を改正する法律案及び修正案を一括して討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○杉山昌作君 私はただいま議題になつております入場税法の一部を改正する法律案につきまして、修正案を含めて賛成をいたします。本案は先ほど修正案の提出者からお話のありました通り、過去一年間、本委員会において、あるいは公式にあるいは非公式に各派が慎重に審議をして参つたものであります。その審議の途中におきまして、入場税全体につきましてもいろいろな疑問が起きました。たとえば映画、演劇、演芸、音楽等各般の均衡あるいはそれらとスポーツとの均衡問題、あるいは最高の税率が入場料金の五割というふうなものが高過ぎるのではないかと、いろいろな問題も出たわけでありました。その結果、先ほどの修正案に一応まとまつたわけですが、まことにその点はけっこうだと思ひますけれども、やはり今回これによつて一応入場税は一歩前進をしたと

は申しましたが、さらに今申し上げましたような大きな問題が残されておりますので、政府はすみやかに入場税全体に對して検討をして、その改正を提案すべきものと考えるものであります。その意味で修正案の協議と同時に、各派が協議して次のような付帯決議を本委員会の決議にしたいと思ひます。この付帯決議を提案いたします。

入場税法の一部を改正する法律案に關する付帯決議案

政府はすみやかに入場税を全面的に再検討し、適切な改正案を提出すべきである。

以上でございます。

○委員長(河野謙三君) 他に御発言がなければ、討論は終局したものと認め、これより採決に入ります。

まず、各派共同提案にかかる修正案を問題に供します。本修正案に賛成の方は御挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(河野謙三君) 全会一致であります。よつて修正案は可決せられました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除く原案全部を問題に供します。修正部分を除く原案に賛成の方は御挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

は申しましたが、さらに今申し上げましたような大きな問題が残されておりますので、政府はすみやかに入場税全体に對して検討をして、その改正を提案すべきものと考えるものであります。その意味で修正案の協議と同時に、各派が協議して次のような付帯決議を本委員会の決議にしたいと思ひます。この付帯決議を提案いたします。

入場税法の一部を改正する法律案に關する付帯決議案

政府はすみやかに入場税を全面的に再検討し、適切な改正案を提出すべきである。

以上でございます。

○委員長(河野謙三君) 他に御発言がなければ、討論は終局したものと認め、これより採決に入ります。

まず、各派共同提案にかかる修正案を問題に供します。本修正案に賛成の方は御挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(河野謙三君) 全会一致であります。よつて修正案は可決せられました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除く原案全部を問題に供します。修正部分を除く原案に賛成の方は御挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(河野謙三君) 全会一致であります。よつて修正案は修正議決すべきものと決しました。

次に、先刻討論中に述べられました杉山君提出の付帯決議案を議題といたします。本付帯決議案に賛成の方は御挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(河野謙三君) 次に、道路整備特別会計法案を議題に供します。

○大矢正君 私はこの際、委員長に一言苦言を呈しておきたいと思ひます。言ひますが、道路整備の特別会計法案については過去に一度連合審査が行われたのであります。ほとんど審議をする余裕がなかったというふうな実態であります。これはわれわれ議員の勉強の仕方が足りなかったということ

○委員長(河野謙三君) 全会一致であります。よつて杉山君提出の付帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

なお、諸般の手続等は、先例により委員長に御一任願ひたいと存じます。が、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。よつてさう決しました。それから委員会の報告書に付する多数意見者の御署名を願ひます。

多数意見者署名

木内 四郎 西川甚五郎
小笠原三男 平林 剛
天坊 裕彦 青木 一男
酒井 利雄 岡崎 眞一
木暮武太夫 左藤 義徳
堀見 俊二 土田国太郎
廣瀬 久忠 山本 米治
大矢 正 野澤 勝
杉山 昌作 前田 久吉

○委員長(河野謙三君) なお、この際、さきに可決されました付帯決議について政府から所信をお述べ願ひます。

○政府委員(白井勇君) 御趣旨の点は十分尊重いたしまして善処いたしたいと存じます。

○委員長(河野謙三君) 次に、道路整備特別会計法案を議題に供します。

○大矢正君 私はこの際、委員長に一言苦言を呈しておきたいと思ひます。言ひますが、道路整備の特別会計法案については過去に一度連合審査が行われたのであります。ほとんど審議をする余裕がなかったというふうな実態であります。これはわれわれ議員の勉強の仕方が足りなかったということ

○委員長(河野謙三君) 次に、道路整備特別会計法案を議題に供します。

○大矢正君 私はこの際、委員長に一言苦言を呈しておきたいと思ひます。言ひますが、道路整備の特別会計法案については過去に一度連合審査が行われたのであります。ほとんど審議をする余裕がなかったというふうな実態であります。これはわれわれ議員の勉強の仕方が足りなかったということ

○委員長(河野謙三君) 次に、道路整備特別会計法案を議題に供します。

○大矢正君 私はこの際、委員長に一言苦言を呈しておきたいと思ひます。言ひますが、道路整備の特別会計法案については過去に一度連合審査が行われたのであります。ほとんど審議をする余裕がなかったというふうな実態であります。これはわれわれ議員の勉強の仕方が足りなかったということ

○委員長(河野謙三君) 次に、道路整備特別会計法案を議題に供します。

○大矢正君 私はこの際、委員長に一言苦言を呈しておきたいと思ひます。言ひますが、道路整備の特別会計法案については過去に一度連合審査が行われたのであります。ほとんど審議をする余裕がなかったというふうな実態であります。これはわれわれ議員の勉強の仕方が足りなかったということ

ではないと思つてあります。衆議院からこちらに送付をされて、本審査になるこの期間的な問題で、われわれが十分に道路整備特別会計法案に対して審議ができないという事は、これはまことに遺憾であります。ほんとうから言いますならば、もっと具体的に審議をして、本法律案についての賛否を明らかにしたいところでありますが、何分にも本法律案は明日以降実施をしなければ、特に働いておる人々に対するところの給料も払えないという非常に大きな意味のある法律でございますので、いたし方なく、この際、本問題についての内容を明らかにするわけでありませんが、どうか一つ委員長におかれましては、これからかようなことが起らないよう善処されるよう私はお願いいたしておきたいと思つています。

それから政府に対して私は一つだけ質問をいたしておきたいと思つてあります。それはもしこの会計法案ができ上つた場合におきましては、ガソリン税を中心として、地方の負担とそれにまた一般会計からの繰り入れによって道路の整備が行われるのであります。しかし考えようによりましては、五カ年間で九千億という膨大な道路事業を行おうといたしますれば、それを計画通りに実施する段階になりますと、当然ガソリン税の増徴であるとか、あるいは地方負担金の増額というところが行われる危険性があります。もしそうだといたしますれば、この特別会計法案というものは非常に重要な意義のあるものであります。当面政府はそこまでしなくても五カ年計画の趣旨が十二分に達成することができるとお考えになつておられるかどうか。

かということと政務次官に承つておきたいのであります。

○政府委員(白井勇君) 現在のところにおきましては、ガソリン税の値上げでありますとか、あるいはあらためて地方負担を増強するということなしに計画を遂行できるつもりであります。

○委員長(河野謙三君) 私からも大矢さんに一言おわびをさせていただきます。御承知のように委員長のはなはだ不手際のために、本法案につきまして、期日の最終日の三十一日の、しかも今七時四十分まで審議の機会をほとんど与えなかつたということについては、これは全く委員長の手落ちでございます。今後十分注意いたしますから、何分御容赦いただきたく、かように存じます。

○小笠原三三男君 ただいまの大矢委員の質問に対して、白井政務次官の御答弁はまことに近來時宜を得た御答弁であると拝聴いたします。今まで私たちは追及いたしておりましたことですが、地方の負担をこれ以上増すことは考えないということであつて、まことにこれは時宜を得たことであります。それから、すみやかにさういふふうに來年度以降の法律措置をとられることとして、ただいまの答弁を了承いたしました。

○委員長(河野謙三君) 他に御質疑はありますか。——他に御質疑もないようでありますから、質疑は終局したものと認め、これより討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。——別に御発言もないようでありますから、討論

は終局したものと認め、これより採決に入ります。

道路整備特別会計法案を問題に供します。本案に賛成の方は御挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(河野謙三君) 全会一致であります。よつて本案は、可決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手續等は、先例により、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。よつてさう決しました。

それから委員会の報告書には多数意見者の署名を付することになつておりますので、本案を可とされた方は、順次、御署名を願います。

多数意見者署名

木内 四郎	西川甚五郎
小笠原三三男	平林 剛
天坊 裕彦	青木 一男
酒井 利雄	岡崎 眞一
木暮武太夫	左藤 義詮
堀見 俊二	土田国太郎
廣瀬 久忠	山本 米治
大矢 正	杉山 昌作
前田 久吉	

○委員長(河野謙三君) 本日は、これにて散会いたします。

午後七時四十一分散会